

**平成 19 年度
地下水質測定結果**

平成 20 年 11 月

環境省 水・大気環境局

目 次

I . 平成 19 年度地下水質測定結果について	1
1. はじめに	1
2. 調査内容	1
3. 調査実施状況	1
4. 調査結果	2
5. 過年度からの調査結果の推移	3
6. 汚染原因等	3
7. 環境基準超過井戸の存在状況	3
8. 環境省の地下水の水質保全に係る取組について	4
表 1 調査井戸数	5
図 1 調査井戸数の推移	5
表 2 概況調査の結果	6
表 3 汚染井戸周辺地区調査の結果	7
表 4 定期モニタリング調査の結果	8
図 2 概況調査における環境基準超過率の推移	9
図 3 定期モニタリング調査における環境基準超過井戸本数の推移	9
図 4 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（揮発性有機化合物）	10
図 5 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（重金属等）	11
図 6 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）	12
参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組	13
参考資料 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準	14
参考資料 3 地下水質測定における調査区分について	15
参考資料 4 項目別・年度別地下水質測定結果	17
参考資料 5 都道府県別調査実施状況	25
参考資料 6 項目別・都道府県別調査結果	26
参考資料 7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況	34
参考資料 8 要監視項目の測定結果について	43
II . 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について	44
1. 調査について	44
2. 地下水汚染事例件数とその判明の状況	46
3. 地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況	57
4. 汚染範囲の把握及び定期モニタリングの実施状況	59
5. 汚染原因の状況	62
6. 工場・事業場を原因とする地下水汚染対策の状況	66
7. 廃棄物を原因とする地下水汚染対策の状況	72
8. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の状況	73
9. 地下水浄化等の対策の実施状況	76
10. 地下水汚染の公表の実施状況	79

I. 平成19年度地下水質測定結果について

1. はじめに

地下水の水質（以下、「地下水質」という）については、水質汚濁防止法第15条に基づき、都道府県知事が水質の汚濁の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとされている。平成元年度以来、都道府県知事が毎年度作成する水質測定計画に従って、国及び地方公共団体によって地下水質の測定が実施されている。

本報告は、水質汚濁防止法第15条に基づく常時監視として平成19年度に実施された、地下水質の測定結果を取りまとめたものである。

2. 調査内容

(1) 調査対象物質

調査対象物質は、環境基本法第16条に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下、環境基準といふ）が定められている以下の26項目である。各項目の基準値については参考資料2を参照。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素

(2) 調査区分

地下水質の調査は、その目的によって以下の3つの調査区分に分類される。各調査方法については参考資料3を参照。

① 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査

② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業者からの報告等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査

③ 定期モニタリング調査

汚染が確認された後の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査

3. 調査実施状況

(1) 調査対象市区町村数

平成19年度に調査が行われた井戸が存在する市区町村数は、以下のとおりであった。

- ・概況調査： 1,119 市区町村（全市区町村数の 62%）
- ・汚染井戸周辺地区調査： 163 市区町村（全市区町村数の 9%）
- ・定期モニタリング調査： 882 市区町村（全市区町村数の 49%）
- ・全調査区分総計： 1,359 市区町村（全市区町村数の 75%）

（日本の全市区町村数は、平成20年3月31日現在 1,816 市区町村（総務省データ））

なお、概況調査は、分割した調査区域を順次調査して数年間で地域全体を調査する「ローリング方式」を採用している地方公共団体が多く、単年度で全地域を調査しているとは限らない。

(2) 各調査の実施状況

平成 19 年度に調査が行われた井戸数は、以下のとおりであった。(表 1)

- ・概 態 調 査： 4,631 本 (前年度から 107 本減、前年度比 97%)
- ・汚染井戸周辺地区調査： 1,466 本 (前年度から 176 本減、前年度比 89%)
- ・定期モニタリング調査： 4,854 本 (前年度から 41 本減、前年度比 99%)

また、平成 5 年度からの調査井戸数の推移を図 1 に示す。

概況調査の調査井戸数は、前年度から僅かに減少した。長期的にもやや減少傾向にある。汚染井戸周辺地区調査の調査井戸数は、調査井戸数が最も多かった平成 12 年度をピークに減少傾向にある。定期モニタリング調査の調査井戸数は、前年度とほぼ同数であった。

都道府県別の各調査の実施状況を参考資料 5 に示す。

4. 調査結果

(1) 概況調査

概況調査の結果を表 2 に示す。

実施した井戸 4,631 本のうち、325 本の井戸においていずれかの項目で環境基準超過が見られ、全体の環境基準超過率(=何らかの項目で環境基準を超過した井戸数／全調査井戸数)は 7.0% であり、前年度 (6.8%) からはやや増加した。

項目別の環境基準超過率は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (4.1%) が最も高く、次いで、砒素 (2.0%)、ふつ素 (1.1%)、鉛 (0.3%)、テトラクロロエチレン (0.3%) の順であった。前年度の各項目別の環境基準超過率と比較すると、概ね横ばいであった。

なお、概況調査については、年度によって調査対象井戸が異なる場合が多いこと、汚染の発見を契機として調査区分が概況調査から定期モニタリング調査に変更されるケースが多いこと等から、地下水汚染の状況把握においては、概況調査の環境基準超過率のみならず、定期モニタリング調査結果と併せて評価する必要がある。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査結果を表 3 に示す。

汚染井戸周辺地区調査は、汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びその分解生成物に限定して行われることが多く、この調査の実施状況は、新たな汚染発見の傾向と見ることができる。

調査項目別には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛、の順で多かった。前年度と比較すると、調査数が比較的大きく増加した項目は、鉛、ベンゼン、総水銀、カドミウムで、他の項目は概ね横ばい又は減少した。

(3) 定期モニタリング調査

定期モニタリング調査結果を表 4 に示す。

実施した井戸 4,854 本のうち、いずれかの項目で環境基準超過が見られた井戸は、前年度の 1,978

本から 21 本増加し、1,999 本の井戸であった。

項目別の環境基準超過井戸の本数は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（729 本）が最も多く、次いで、テトラクロロエチレン（543 本）、砒素（305 本）、トリクロロエチレン（231 本）、シス-1,2-ジクロロエチレン（160 本）、ふつ素（114 本）の順であった。前年度と比較すると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が前年度から 14 本、ふつ素が前年度から 11 本増加した。その他の項目は、概ね横ばい又は減少していた。

5. 過年度からの調査結果の推移

（1）概況調査の環境基準超過率の推移

概況調査の環境基準超過率が比較的高い項目について、それぞれの環境基準超過率の推移を図 2 に示す。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、前年度とほぼ同程度であったが、ピーク時よりは減少している。テトラクロロエチレンやトリクロロエチレンについては、平成元年度以降減少し、最近数年は 0.5%未満で推移している。砒素やふつ素については、最近の数年は概ね横ばいである。

なお、結果の評価については、定期モニタリング調査結果の推移と併せて行う必要がある。

（2）定期モニタリング調査の環境基準超過井戸本数の推移

定期モニタリング調査の環境基準超過井戸本数が比較的多い項目について、その推移を図 3 に示す。現在、定期モニタリング調査は汚染の継続監視を目的に実施されることが多いため、定期モニタリング調査の結果から汚染の存在の状況を見ることができる。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、環境基準項目に追加された平成 11 年度以降環境基準超過井戸本数が増加しつづけており、平成 19 年度においても過去最高本数であった。テトラクロロエチレンやトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物については、ほぼ横ばいで推移している。砒素、ふつ素については、調査開始時より緩やかな増加を続けている。

6. 汚染原因等

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染原因是主に施肥、家畜排せつ物、生活排水からの窒素負荷である。砒素、ふつ素については、主に自然的要因によるものである。テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物については、主に工場・事業場の排水・廃液・原料等によるものである。

調査実施状況、汚染原因把握状況、対策の実施状況等については、44 ページからの「II. 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について」にとりまとめているので参考にされたい。

7. 環境基準超過井戸の存在状況

環境基準超過井戸が存在する市区町村図を図 4～6 に示す。これは、平成 15～19 年度の全調査区分において、環境基準を超える値が検出されたことのある井戸が存在する市区町村を、揮発性有機化合物、重金属等、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 分類別に示したものである。集計対象を 5 年間としたのは、概況調査にローリング方式を採用している地方公共団体が多く、その一巡期間が概ね 3～5 年であるためである。

8. 環境省の地下水の水質保全に係る取組について

地下水の水質保全に係る施策体系と環境省の取組について参考資料1に示す。また、今後の取組について以下に示す。

(1) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が一定量以上含まれる水を摂取すると、乳児を中心に血液の酸素運搬能力が失われ酸欠になる疾患（メトヘモグロビン血症）を引き起こすことが知られている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、家畜排せつ物、生活排水等、汚染原因が多岐にわたり、また、汚染が広範囲に及ぶ場合が多い。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、平成11年2月に環境基準項目に追加され、平成11年度より水質汚濁防止法に基づく常時監視が行われている。概況調査の環境基準超過率、定期モニタリング調査の環境基準超過本数ともに全項目中最多である。

環境省では、これまで硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域の実情に応じた効果的な窒素負荷低減対策を推進するためのマニュアルや事例集を作成し、また、地域の実情に応じた実行可能な対策の立案・実施など総合的な対策を支援するモデル事業を実施してきた。さらに、面的に広がりのある汚染を効果的に浄化する手法を確立するため浄化技術の実証調査を実施しているところであり、引き続き硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策を一層推進していくこととしている。

(2) 地下水質常時監視業務の効率化・的確化

水質汚濁防止法第15条にもとづく地下水質の測定業務については、汚染発見後の追跡調査等から調査対象井戸が増加する傾向にあること、平成17年度には、いわゆる三位一体の改革により、地方公共団体の水質測定事務に対する国庫補助金が廃止されたこと等により、業務の効率化を図りつつ適正な調査基準を確保することが課題となっている。

このような状況をふまえ、環境省では、平成18年度及び平成19年度に検討会を設置し測定業務の的確化・効率化を含む地下水質の常時監視のあり方について検討を行った。これらの検討結果をふまえ、平成20年8月には、地下水質モニタリング事務の処理基準（実施方法）を定めた通知（「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日水環境部長通知）」以下、「処理基準」という。）の一部を改正し、併せて、その具体的手法について解説した「地下水質モニタリングの手引き」を策定した。

なお、改正後の処理基準に基づく新たな地下水質の常時監視業務については、平成21年度から実施する予定である。

表 1 調査井戸数

項目	調査区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査
カドミウム		3,160	56	154
全シアン		2,737	44	155
鉛		3,466	296	283
六価クロム		3,388	74	208
砒素		3,591	326	693
総水銀		3,233	73	197
アルキル水銀		683	22	50
PCB		1,732	21	45
ジクロロメタン		3,370	88	571
四塩化炭素		3,536	96	798
1,2-ジクロロエタン		3,198	112	690
1,1-ジクロロエチレン		3,567	225	1,843
シス-1,2-ジクロロエチレン		3,587	278	1,979
1,1,1-トリクロロエタン		3,635	193	1,631
1,1,2-トリクロロエタン		3,136	118	715
トリクロロエチレン		3,948	314	2,331
テトラクロロエチレン		3,938	323	2,327
1,3-ジクロロプロペン		2,883	78	294
チウラム		2,404	0	81
シマジン		2,471	3	81
チオベンカルブ		2,399	0	81
ベンゼン		3,396	168	410
セレン		2,830	46	157
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4,232	608	1,654
ふつ素		3,890	203	376
ほう素		3,289	71	199
全 体		4,631	1,466	4,854

※備考：調査井戸総数は 10,833 本である。なお、同一井戸で複数区分の調査を実施している場合がある。

(参考)平成18年度全体	4,738	1,642	4,895
--------------	-------	-------	-------

※備考：調査井戸総数は 11,138 本である。

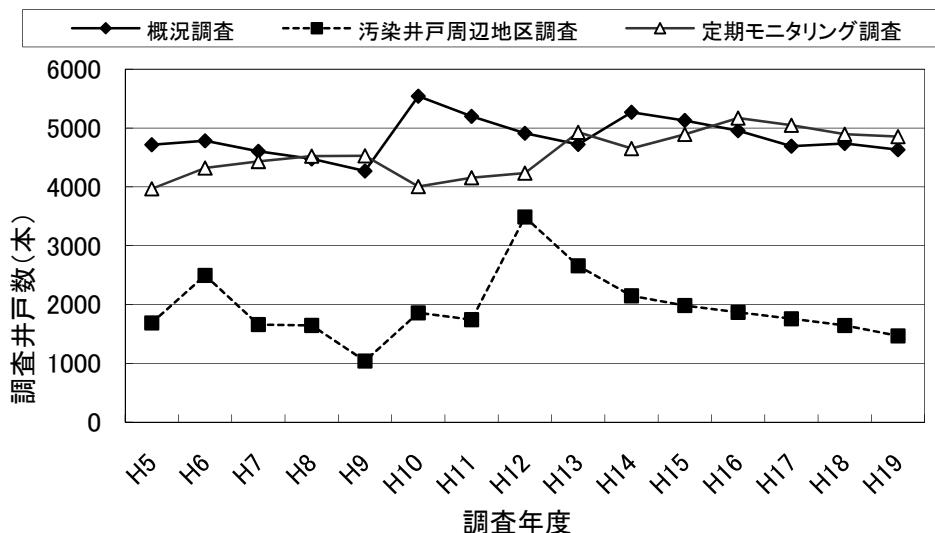


図 1 調査井戸数の推移

表2 概況調査の結果

項目	概況調査結果					(参考)H18年度 概況調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	3,160	6	0.2	0	0	3,166	0	0
全シアン	2,737	0	0	0	0	2,904	0	0
鉛	3,466	117	3.4	12	0.3	3,484	8	0.2
六価クロム	3,388	1	0.0	1	0.0	3,387	0	0
砒素	3,591	363	10.1	73	2.0	3,663	78	2.1
総水銀	3,233	5	0.2	5	0.2	3,234	3	0.1
アルキル水銀	683	0	0	0	0	762	0	0
PCB	1,732	0	0	0	0	1,830	0	0
ジクロロメタン	3,370	1	0.0	0	0	3,455	0	0
四塩化炭素	3,536	16	0.5	0	0	3,628	3	0.1
1,2-ジクロロエタン	3,198	1	0.0	0	0	3,300	1	0.0
1,1-ジクロロエチレン	3,567	13	0.4	0	0	3,651	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,587	41	1.1	7	0.2	3,663	6	0.2
1,1,1-トリクロロエタン	3,635	35	1.0	0	0	3,717	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	3,136	6	0.2	1	0.0	3,240	1	0.0
トリクロロエチレン	3,948	89	2.3	7	0.2	3,911	6	0.2
テトラクロロエチレン	3,938	131	3.3	12	0.3	3,922	13	0.3
1,3-ジクロロプロペン	2,883	0	0	0	0	2,940	0	0
チウラム	2,404	0	0	0	0	2,411	0	0
シマジン	2,471	1	0.0	0	0	2,478	0	0
チオベンカルブ	2,399	0	0	0	0	2,409	0	0
ベンゼン	3,396	1	0.0	0	0	3,485	0	0
セレン	2,830	19	0.7	0	0	2,713	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4,232	3,665	86.6	172	4.1	4,193	179	4.3
ふつ素	3,890	1,461	37.6	41	1.1	3,817	32	0.8
ほう素	3,289	997	30.3	6	0.2	3,396	8	0.2
全 体	4,631	4,114	88.8	325	7.0	4,738	320	6.8

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表3 汚染井戸周辺地区調査の結果

項目	汚染井戸周辺地区調査結果					(参考)H18年度汚染井戸周辺地区調査結果
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	
カドミウム	56	0	0	0	0	27
全シアン	44	0	0	0	0	40
鉛	296	24	8.1	4	1.4	130
六価クロム	74	1	1.4	0	0	58
砒素	326	125	38.3	71	21.8	318
総水銀	73	10	13.7	8	11.0	35
アルキル水銀	22	0	0	0	0	21
PCB	21	0	0	0	0	21
ジクロロメタン	88	0	0	0	0	97
四塩化炭素	96	0	0	0	0	103
1,2-ジクロロエタン	112	0	0	0	0	120
1,1-ジクロロエチレン	225	8	3.6	1	0.4	215
シス-1,2-ジクロロエチレン	278	50	18.0	9	3.2	294
1,1,1-トリクロロエタン	193	3	1.6	0	0	187
1,1,2-トリクロロエタン	118	0	0	0	0	159
トリクロロエチレン	314	52	16.6	13	4.1	346
テトラクロロエチレン	323	72	22.3	21	6.5	346
1,3-ジクロロプロペン	78	0	0	0	0	71
チウラム	0	0	0	0	0	1
シマジン	3	1	33.3	0	0	1
チオベンカルブ	0	0	0	0	0	1
ベンゼン	168	10	6.0	4	2.4	96
セレン	46	0	0	0	0	35
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	608	565	92.9	128	21.1	789
ふつ素	203	142	70.0	46	22.7	190
ほう素	71	41	57.7	1	1.4	59
全 体	1,466	934	63.7	293	20.0	1,642

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表4 定期モニタリング調査の結果

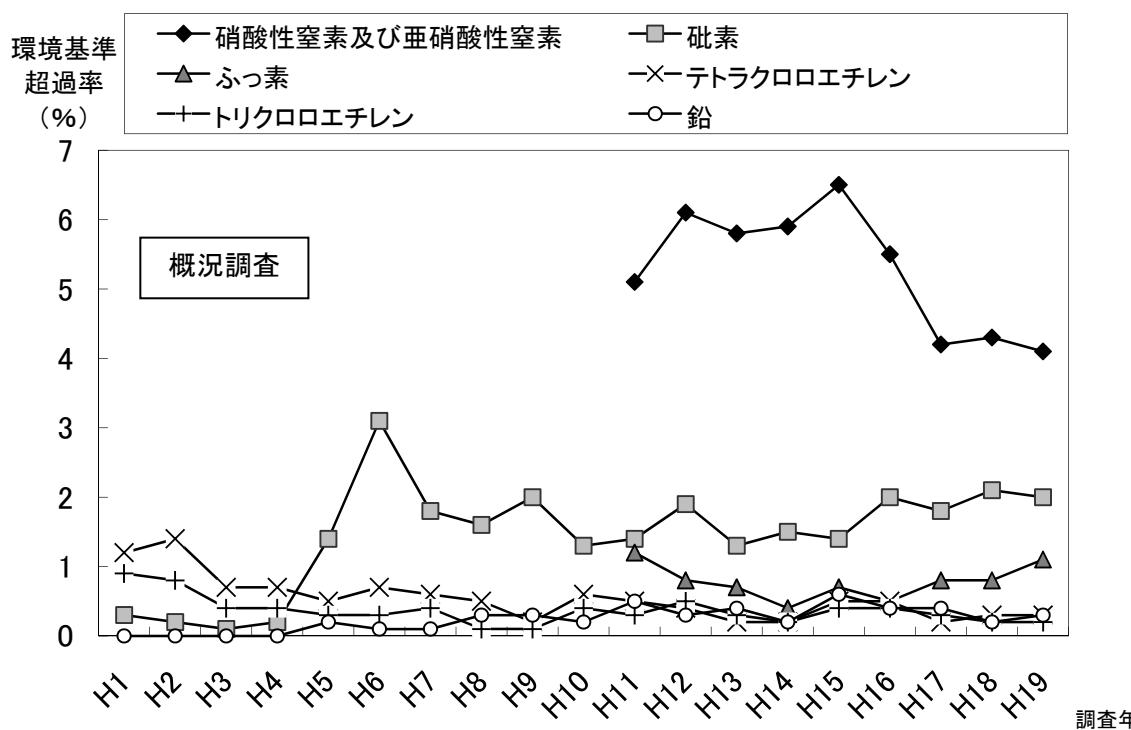
項目	定期モニタリング調査結果					(参考)H18年度定期モニタリング調査結果
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	
カドミウム	154	3	1.9	0	0	117
全シアン	155	0	0	0	0	120
鉛	283	35	12.4	8	2.8	220
六価クロム	208	16	7.7	15	7.2	173
砒素	693	450	64.9	305	44.0	786
総水銀	197	15	7.6	13	6.6	157
アルキル水銀	50	0	0	0	0	38
PCB	45	0	0	0	0	53
ジクロロメタン	571	9	1.6	0	0	627
四塩化炭素	798	87	10.9	25	3.1	888
1,2-ジクロロエタン	690	29	4.2	10	1.4	872
1,1-ジクロロエチレン	1,843	133	7.2	30	1.6	1,890
シス-1,2-ジクロロエチレン	1,979	465	23.5	160	8.1	2,030
1,1,1-トリクロロエタン	1,631	204	12.5	0	0	1,820
1,1,2-トリクロロエタン	715	23	3.2	9	1.3	773
トリクロロエチレン	2,331	844	36.2	231	9.9	2,490
テトラクロロエチレン	2,327	1,224	52.6	543	23.3	2,509
1,3-ジクロロプロペン	294	0	0	0	0	347
チウラム	81	0	0	0	0	92
シマジン	81	0	0	0	0	92
チオベンカルブ	81	0	0	0	0	92
ベンゼン	410	8	2.0	2	0.5	466
セレン	157	1	0.6	0	0	119
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,654	1,608	97.2	729	44.1	1,732
ふつ素	376	257	68.4	114	30.3	536
ほう素	199	118	59.3	35	17.6	301
全 体	4,854	3,954	81.5	1,999	41.2	4,895

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

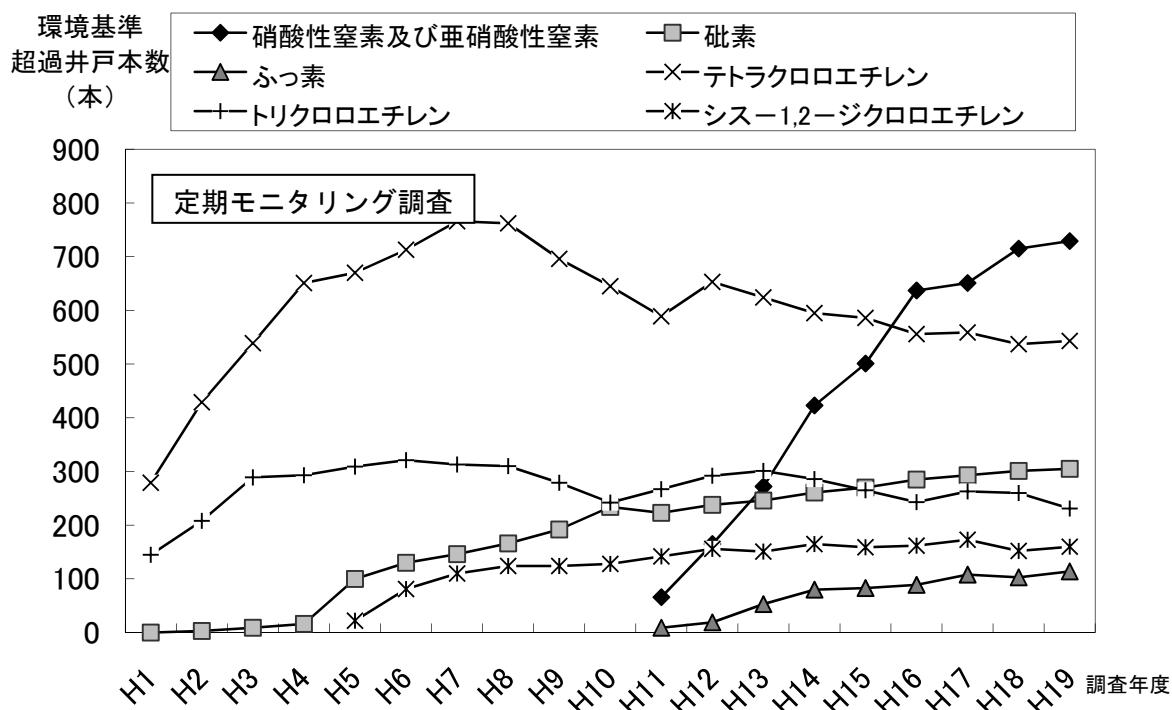


注1：概況調査における測定井戸は、年ごとに異なる。(同一の井戸で毎年測定を行っているわけではない。)

注2：地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準項目とされていた。また、平成5年に、砒素の評価基準は「0.05mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に、鉛の評価基準は「0.1mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。

注3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成11年に環境基準項目に追加された。

図2 概況調査における環境基準超過率の推移

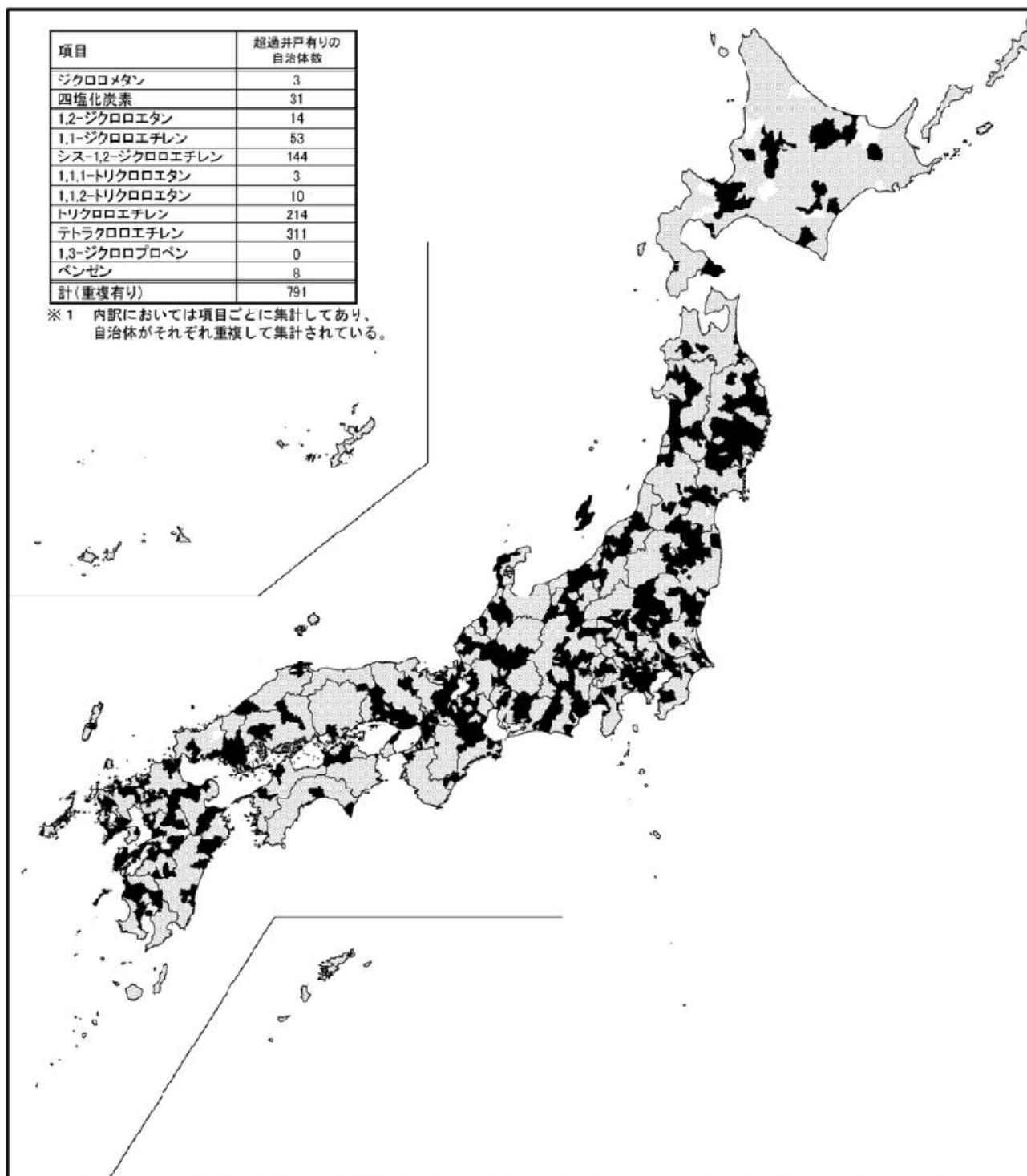


注1：地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準とされていた。また、平成5年に、砒素の評価基準は「0.05mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に、鉛の評価基準は「0.1mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。

注2：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成11年に環境基準項目に追加された。

図3 定期モニタリング調査における環境基準超過井戸本数の推移

図4 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（揮発性有機化合物）

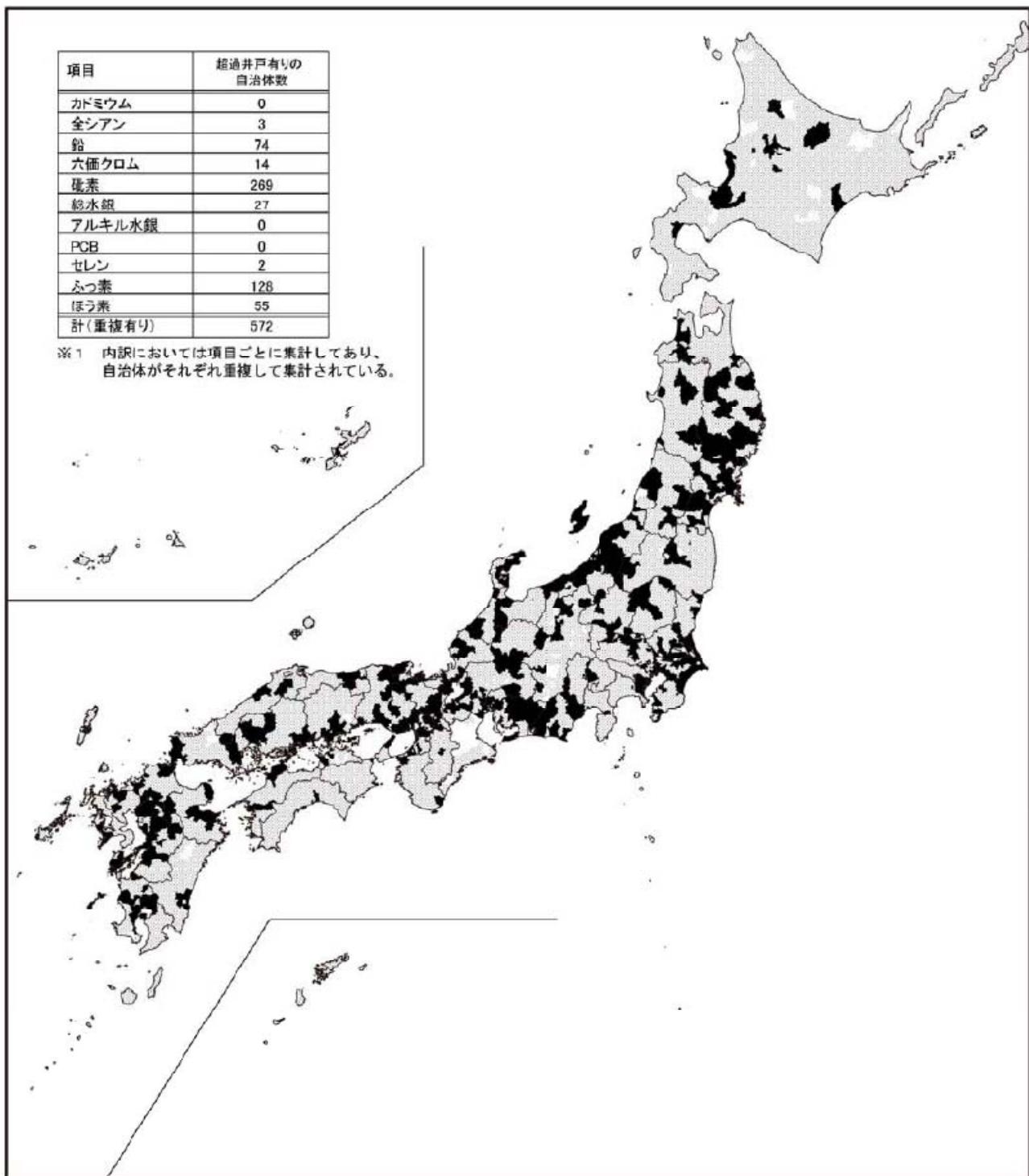


(注) 超過井戸の存在状況を市区町村単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示したものではない。

- 調査井戸無し
- 超過井戸無し
- 超過井戸有り

(平成15～19年度の全調査区分における超過井戸の有無)

図5 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（重金属等）

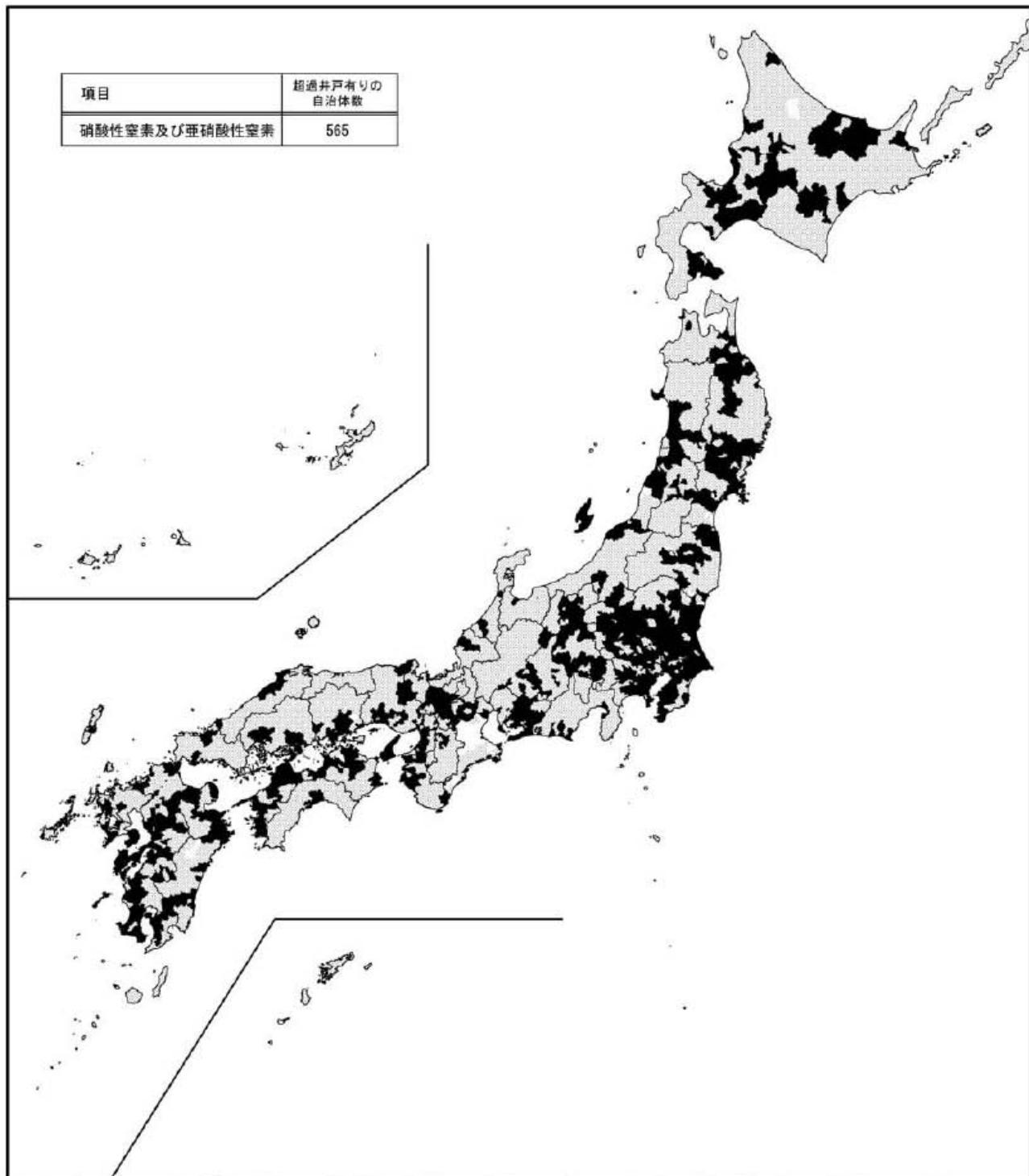


(注) 超過井戸の存在状況を市区町村単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示したものではない。

- 調査井戸無し
- ▨ 超過井戸無し
- 超過井戸有り

(平成15～19年度の全調査区分における超過井戸の有無)

図6 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）



(注) 超過井戸の存在状況を市区町村単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示したものではない。

- 調査井戸無し
- ▨ 超過井戸無し
- 超過井戸有り

(平成15～19年度の全調査区分における超過井戸の有無)

参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第 16 条の規定に基づき、26 項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。

2. 水質汚濁防止法に基づく規制など

(1) 地下浸透規制

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止。（水質汚濁防止法第 12 条の 3）

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。（水質汚濁防止法第 15 条、16 条、17 条）

(3) 処化措置命令

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場の設置者に対して処化措置をとることを命令。（水質汚濁防止法第 14 条の 3）

3. 指針等の策定

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成 11 年 1 月）

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル（平成 13 年 7 月）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針（平成 13 年 7 月）

施肥対策を含めた土壤管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

4. 主な地下水質保全施策

(1) 揮発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成（平成 16 年 7 月）

汚染された地下水を経済的・効率的に処化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水浄化技術に関する実証調査の結果を基に、各浄化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

（参照； <http://www.env.go.jp/water/chikasui/panf/index.html>）

(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成（平成 16 年 7 月）

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

（参照； http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_taisaku/index.html）

(3) 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の実施（平成 16 年度～平成 20 年度）

硝酸性窒素浄化技術について、実際の汚染地域において実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に浄化するための手法を確立する調査を実施。

（参照； http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_kaihatu/index.html）

(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施（平成 17 年度～平成 19 年度）

硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要となる調査を実施し、総合的な対策の実施を支援する事業を実施。

参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環告10号、最終改定平成11年環告16号)で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01 mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年追加
ふつ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1.0 mg/L 以下	〃
(備考)		
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2.「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日通知）別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日水環境部長通知）」（以下、「処理基準」という。）としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

なお、平成20年8月に地下水質測定の的確化・効率化を目的に処理基準の一部を改正した。以下に示した処理基準については、平成20年度の地下水質測定まで適用され、改正後の処理基準については、平成21年度からの地下水質測定から適用される。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

①調査地点

ア. 概況調査

- (ア) 地下水の流動や地質構造等を把握したうえで、地域全体が把握できる地点を選定し、継続的に調査する。
- (イ) (ア)のような地点の選定が困難な場合、地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、調査地点が偏在しないよう調査区域を選定し、分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する（以下「ローリング方式」という）。
- (ウ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2km、その周辺地域では4～5kmを目安とする。
- (エ) 選定された調査区域の中から調査地点を選ぶ場合は、過去に有害物質を使用した工場・事業場等の立地状況、地下水の利用の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い地域及び汚染による利水影響が大きいと考えられる地域を重点的に調査する。特に、工場・事業場等の立地の状況等から汚染の可能性が高い井戸、汚染された場合に多数の人の健康に影響を与える可能性が高い井戸、未調査の井戸の調査を優先して行うこととする。なお、山間部等の地域では土地利用、地下水利用、地下水流動、水文地質の状況等を把握し、代表となる場所を調査地点とする。
- (オ) 地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、帶水層別の地下水の水質についても併せて測定する。
- (カ) ローリング方式を採用する場合、3～5年で調査を一巡することを目安とする。測定データが十分に集積されてきた地域においては利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡の期間を適宜延長することができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 調査範囲の設定に当たっては、帶水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帶水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。
- (イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。
- (ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帯状に調査する。
- (エ) 調査地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (オ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

ウ. 定期モニタリング調査

- (ア) 工場・事業場等の立地の状況、地下水の利用の状況等を勘案し、地域の地下水の水質の経年変化を把握する上で、代表的な地点を選定する。なお、汚染地区の定期モニタリングに当たっては、汚染源近傍地点及び下流側の未汚染地点を含むことが望ましい。
- (イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

②調査項目

- ア. 地下水の水質調査は地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別※、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

※ここでは不圧帶水層から採取する井戸を浅井戸、被圧帶水層から採取する井戸を深井戸という。

- イ. なお、汚染の可能性が極めて低いと考えられる場合には、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に対象物質を減ずることができるものとする。汚染の可能性が極めて低いとする目安としては、以下のようなものが考えられる。

(ア) 概況調査

- ア) 同一調査区域内で、土地利用等から判断して汚染の可能性が低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、一時的に調査項目から除外し、測定頻度を落とすこととしてもよい。ただし、自然的原因の可能性のある項目については、地質等も十分検討の上、除外するかどうかを慎重に判断する必要がある。
- イ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することにしてもよい。
- (イ) 汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査
- 周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することにしてよい。

③調査の頻度

ア. 概況調査

- (ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 地下水の流動や汚染物質の使用状況を考慮して、数年後に再度調査を行うこととする。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

汚染発見後、できるだけ早急に実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、できるだけ短期間に行うことが望ましい。

ウ. 定期モニタリング調査

- (ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 汚染源における浄化対策の実施等により定期モニタリング調査を終了する場合には、調査地点で環境基準を満たすこと、及び再度汚染範囲内で地下水質調査を行い、一定期間環境基準以下であることを確認することとする。

参考資料4 項目別・年度別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
カドミウム	元	1,552	0	0	0	0	52	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	3,258	0	0	17	0	282	0		
	3	3,026	0	0	26	0	477	0		
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0		
	5	2,625	0	0	113	0	641	0		
	6	2,204	0	0	50	0	687	0		
	7	2,122	0	0	86	0	646	0		
	8	2,100	0	0	26	0	680	0		
	9	2,094	0	0	41	0	748	0		
	10	3,102	0	0	50	0	340	0		
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0		
	12	2,997	0	0	35	0	252	0		
	13	3,003	0	0	45	0	237	0		
	14	3,242	0	0	25	0	298	0		
	15	3,591	0	0	31	0	308	0		
	16	3,247	0	0	73	0	246	0		
	17	3,092	0	0	56	0	216	0		
	18	3,166	0	0	27	0	117	0		
	19	3,160	0	0	56	0	154	0		
全シアン	元	1,561	1	0.1	10	0	55	0	評価基準	検出され ないこと
	2	3,170	0	0	29	0	272	0		
	3	2,961	0	0	24	0	444	1		
	4	2,699	0	0	25	0	554	0		
	5	2,462	0	0	46	0	609	1		
	6	1,995	0	0	32	0	648	0		
	7	2,010	0	0	41	0	626	0		
	8	1,899	0	0	25	0	645	0		
	9	1,909	0	0	45	0	715	0		
	10	2,659	0	0	42	0	282	0		
	11	2,786	0	0	25	0	297	0		
	12	2,616	0	0	26	0	230	0		
	13	2,660	0	0	47	0	225	0		
	14	2,639	0	0	28	2	284	0		
	15	2,870	0	0	50	2	300	0		
	16	2,723	0	0	46	0	236	0		
	17	2,830	0	0	28	0	218	1		
	18	2,904	0	0	40	0	120	1		
	19	2,737	0	0	44	0	155	0		
鉛	元	1,566	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.1 mg/L 以下
	2	3,299	1	0.0	27	0	288	1		
	3	3,043	0	0	36	0	486	2		
	4	2,802	0	0	30	0	609	5		
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3		
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6		0.01 mg/L 以下
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7		
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4		
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8		
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5		
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7		
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13		
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6		
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8		
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7		
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11		
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10		
	18	3,484	8	0.2	130	2	220	10		
	19	3,466	12	0.3	296	4	283	8		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
六価クロム	元	1,652	0	0	0	0	76	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,361	1	0.0	23	0	301	4		
	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0		
	4	2,822	0	0	25	0	616	8		
	5	2,676	1	0.0	81	0	683	5		
	6	2,525	0	0	32	0	717	8		
	7	2,331	0	0	82	0	685	8		
	8	2,306	0	0	25	0	710	11		
	9	2,290	1	0.0	45	0	781	12		
	10	3,232	0	0	60	0	403	11		
	11	3,129	0	0	25	0	376	11		
	12	3,187	1	0.0	49	2	285	9		
	13	3,175	0	0	38	2	264	11		
	14	3,308	0	0	25	0	325	11		
	15	3,562	1	0.0	60	1	334	10		
	16	3,420	0	0	49	0	291	15		
	17	3,286	0	0	58	0	267	14		
	18	3,387	0	0	58	1	173	15		
	19	3,388	1	0.0	74	0	208	15		
砒素	元	1,537	4	0.3	125	7	51	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,219	5	0.2	316	7	303	3		
	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9		
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16		
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100		
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130		
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146		
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166		
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192		
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234		
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223		
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238		
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246		
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261		
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270		
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285		
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293		
	18	3,663	78	2.1	318	66	786	301		
	19	3,591	73	2.0	326	71	693	305		
総水銀	元	1,547	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.0005 mg/L 以下
	2	3,229	4	0.1	66	5	287	0		
	3	2,978	3	0.1	92	9	504	11		
	4	2,781	3	0.1	67	4	622	14		
	5	2,626	3	0.1	129	10	657	15		
	6	2,203	0	0	60	0	726	17		
	7	2,145	2	0.1	76	3	715	11		
	8	2,082	1	0.0	329	31	746	16		
	9	2,102	1	0.0	53	0	809	15		
	10	2,961	1	0.0	68	5	413	15		
	11	3,084	0	0	55	2	383	16		
	12	2,833	2	0.1	43	2	302	16		
	13	2,907	3	0.1	270	34	300	18		
	14	3,253	0	0	44	0	351	15		
	15	3,318	1	0.0	60	0	353	9		
	16	3,235	5	0.2	63	4	289	12		
	17	3,120	3	0.1	108	6	256	14		
	18	3,234	3	0.1	35	3	157	14		
	19	3,233	5	0.2	73	8	197	13		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
アルキル水銀	元	411	0	0	0	0	9	0	評価基準	検出され ないこと
	2	699	0	0	17	0	216	0		
	3	848	0	0	5	0	283	0		
	4	754	0	0	28	0	270	0		
	5	621	0	0	25	0	349	0		
	6	695	0	0	20	0	433	0		
	7	630	0	0	32	0	481	0		
	8	801	0	0	28	0	454	0		
	9	748	0	0	38	0	513	0		
	10	1,315	0	0	21	0	121	0		
P C B	11	1,278	0	0	37	0	85	0	環境基準	検出され ないこと
	12	1,048	0	0	26	0	57	0		
	13	1,075	0	0	43	0	61	0		
	14	1,020	0	0	25	0	108	0		
	15	931	0	0	24	0	106	0		
	16	993	0	0	33	0	52	0		
	17	1,008	0	0	77	0	34	0		
	18	762	0	0	21	0	38	0		
	19	683	0	0	22	0	50	0		
トリクロロエチレン	元	871	0	0	0	0	33	0	評価基準	検出され ないこと
	2	1,823	0	0	3	0	259	0		
	3	1,897	0	0	0	0	359	0		
	4	1,522	0	0	9	0	368	0		
	5	1,512	0	0	14	0	337	0		
	6	1,110	0	0	11	0	492	0		
	7	1,241	0	0	23	0	464	0		
	8	1,196	0	0	7	0	485	0		
	9	1,096	0	0	21	0	548	0		
	10	1,852	0	0	21	0	141	0		
トリクロロエチレン	11	1,930	0	0	25	0	132	0	環境基準	検出され ないこと
	12	1,818	0	0	26	0	113	0		
	13	2,044	0	0	26	0	125	0		
	14	1,738	0	0	25	0	164	0		
	15	1,816	0	0	24	0	148	0		
	16	1,899	0	0	26	0	117	0		
	17	1,883	0	0	30	0	61	0		
	18	1,830	0	0	21	0	53	0		
	19	1,732	0	0	21	0	45	0		
	元	3,388	30	0.9	1,861	60	1,118	145	評価基準	0.03 mg/L 以下
	2	5,817	44	0.8	2,838	130	1,916	208		
	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289		
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293		
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309		
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321		
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313		
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310		
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279		
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242		
トリクロロエチレン	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267	環境基準	0.03 mg/L 以下
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292		
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301		
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286		
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265		
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243		
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263		
	18	3,911	6	0.2	346	15	2,490	260		
	19	3,948	7	0.2	314	13	2,331	231		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
テトラクロロエチレン	元	3,388	42	1.2	1,861	216	1,121	279	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	5,817	79	1.4	2,847	252	1,936	429		
	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539		
	4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
	5	4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670		
	6	3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713		
	7	3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766		
	8	3,864	18	0.5	669	47	3,983	762		
	9	3,692	8	0.2	635	40	3,965	696		
	10	4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645		
	11	4,451	23	0.5	921	49	3,376	589		
	12	4,225	17	0.4	825	15	3,104	653		
	13	4,374	10	0.2	620	39	3,072	624		
	14	4,414	7	0.2	435	31	2,945	595		
	15	4,472	21	0.5	431	22	2,992	586		
	16	4,248	22	0.5	477	39	2,950	556		
	17	3,961	6	0.2	328	39	2,710	559		
	18	3,922	13	0.3	346	21	2,509	537		
	19	3,938	12	0.3	323	21	2,327	543		
1,1,1-トリクロロエタン	元	2,569	2	0.1	1,122	2	929	9	暫定指導 指針	0.3 mg/L 以下
	2	4,514	1	0.0	2,191	3	1,626	9		
	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11		
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12		
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5		
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7		
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4		
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3		
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0		
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0		
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3		
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2		
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3		
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2		
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2		
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3		
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1		
	18	3,717	0	0	187	0	1,820	0		
	19	3,635	0	0	193	0	1,631	0		
四塩化炭素	元	990	1	0.1	418	12	62	0	暫定指導 指針	0.003 mg/L 以下
	2	2,116	1	0.0	735	5	591	14		
	3	1,965	0	0	576	2	803	12		
	4	2,068	0	0	523	4	1,099	12		
	5	2,383	1	0.0	360	12	1,270	17		
	6	2,808	2	0.1	580	1	1,594	26		
	7	2,959	1	0.0	373	6	1,706	23		
	8	2,920	3	0.1	456	2	1,781	34		
	9	2,828	2	0.1	253	2	1,843	22		
	10	3,631	2	0.1	388	2	1,376	24		
	11	3,695	3	0.1	372	0	1,413	21		
	12	3,675	2	0.1	291	3	1,272	24		
	13	3,700	0	0	313	2	1,341	22		
	14	3,814	3	0.1	232	5	1,323	22		
	15	3,824	0	0	146	0	1,318	22		
	16	3,661	4	0.1	221	2	1,287	23		
	17	3,554	3	0.1	106	1	1,017	26		
	18	3,628	3	0.1	103	4	888	23		
	19	3,536	0	0	96	0	798	25		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ジクロロメタン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,639	0	0	88	0	738	1		
	7	2,915	0	0	151	0	705	1		
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2		
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0		
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0		
	11	3,740	0	0	223	0	770	3		
	12	3,534	0	0	229	0	744	0		
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0		
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0		
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0		
	16	3,535	0	0	141	0	877	0		
	17	3,381	0	0	52	0	730	1		
	18	3,455	0	0	97	1	627	1		
	19	3,370	0	0	88	0	571	0		
1,2-ジクロロエタン	5	924	0	0	29	0	399	0	評価基準	0.004 mg/L 以下
	6	2,643	1	0.0	169	0	822	1		
	7	2,853	0	0	271	1	867	0		
	8	2,856	0	0	212	1	1,210	4		
	9	2,762	1	0.0	123	0	1,295	2		
	10	3,580	0	0	328	9	867	5		
	11	3,687	1	0.0	254	0	1,030	7		
	12	3,301	0	0	296	6	959	6		
	13	3,316	0	0	345	1	1,055	12		
	14	3,360	2	0.1	155	0	1,094	11		
	15	3,555	0	0	148	0	1,129	9		
	16	3,267	0	0	172	0	1,104	9		
	17	3,136	0	0	55	0	1,102	7		
	18	3,300	1	0.0	120	1	872	8		
	19	3,198	0	0	112	0	690	10		
1,1-ジクロロエチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13		
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31		
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32		
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24		
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26		
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35		
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37		
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41		
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40		
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38		
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39		
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46		
	18	3,651	0	0	215	0	1,890	33		
	19	3,567	0	0	225	1	1,843	30		
シスー1,2-ジクロロエチレン	5	1,010	9	0.9	103	1	582	22	評価基準	0.04 mg/L 以下
	6	2,670	9	0.3	444	17	1,232	81		
	7	2,896	6	0.2	482	13	1,606	110		
	8	2,854	2	0.1	390	10	1,936	124		
	9	2,867	3	0.1	347	16	2,057	124		
	10	3,617	5	0.1	1,004	33	1,734	128		
	11	3,730	6	0.2	779	18	1,944	142		
	12	3,657	12	0.3	773	46	2,010	156		
	13	3,673	5	0.1	563	16	2,172	151		
	14	3,842	8	0.2	279	7	2,189	165		
	15	3,901	7	0.2	361	4	2,258	159		
	16	3,743	5	0.1	409	3	2,258	162		
	17	3,593	7	0.2	332	29	2,159	173		
	18	3,663	6	0.2	294	17	2,030	152		
	19	3,587	7	0.2	278	9	1,979	160		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1,2-トリ クロロエタ ン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,637	0	0	162	0	782	0		
	7	2,843	0	0	226	0	812	2		
	8	2,846	0	0	217	0	1,177	0		
	9	2,836	0	0	123	0	1,264	0		
	10	3,574	0	0	174	0	854	0		
	11	3,679	0	0	239	0	989	6		
	12	3,286	0	0	278	2	962	6		
	13	3,308	0	0	307	1	1,052	4		
	14	3,359	0	0	146	0	1,084	5		
	15	3,590	0	0	148	0	1,120	3		
	16	3,259	1	0.0	191	1	1,107	2		
	17	3,127	0	0	74	0	1,014	4		
	18	3,240	1	0.0	159	2	773	4		
	19	3,136	1	0.0	118	0	715	9		
1,3-ジクロ ロプロペン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,359	0	0	114	0	629	0		
	7	2,574	0	0	133	0	549	0		
	8	2,572	0	0	174	0	652	0		
	9	2,586	0	0	93	0	785	0		
	10	3,179	0	0	98	0	368	0		
	11	3,181	0	0	178	0	385	0		
	12	3,039	0	0	162	0	372	0		
	13	2,898	0	0	81	0	412	0		
	14	3,085	0	0	95	0	454	0		
	15	3,082	0	0	115	0	509	0		
	16	3,043	0	0	103	0	520	0		
	17	2,886	0	0	41	0	437	0		
	18	2,940	0	0	71	0	347	0		
	19	2,883	0	0	78	0	294	0		
チウラム	5	892	0	0	0	0	322	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,307	0	0	5	0	553	0		
	7	2,459	0	0	20	0	514	0		
	8	2,405	0	0	14	0	537	0		
	9	2,376	0	0	16	0	609	0		
	10	2,764	0	0	8	0	195	0		
	11	2,490	0	0	2	0	186	0		
	12	2,528	0	0	10	0	171	0		
	13	2,506	0	0	2	0	201	0		
	14	2,494	0	0	3	0	258	0		
	15	2,625	0	0	2	0	233	0		
	16	2,472	0	0	4	0	204	0		
	17	2,322	0	0	4	0	222	0		
	18	2,411	0	0	1	0	92	0		
	19	2,404	0	0	0	0	81	0		
シマジン	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.003 mg/L 以下
	6	2,284	0	0	18	0	553	0		
	7	2,445	0	0	22	0	509	0		
	8	2,380	0	0	7	0	534	0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0		
	10	2,826	0	0	41	0	194	0		
	11	2,549	0	0	2	0	190	0		
	12	2,508	0	0	10	0	174	0		
	13	2,638	0	0	7	0	205	0		
	14	2,547	0	0	3	0	258	0		
	15	2,614	0	0	2	0	233	0		
	16	2,628	0	0	4	0	204	0		
	17	2,402	0	0	4	0	222	0		
	18	2,478	0	0	1	0	92	0		
	19	2,471	0	0	3	0	81	0		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
チオベンカルブ	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,287	0	0	5	0	550	0		
	7	2,444	0	0	12	0	507	0		
	8	2,377	0	0	7	0	532	0		
	9	2,381	0	0	16	0	598	0		
	10	2,759	0	0	8	0	194	0		
	11	2,476	0	0	2	0	186	0		
	12	2,453	0	0	10	0	171	0		
	13	2,575	0	0	2	0	201	0		
	14	2,487	0	0	3	0	258	0		
	15	2,573	0	0	2	0	233	0		
	16	2,539	0	0	4	0	204	0		
	17	2,319	0	0	4	0	222	0		
	18	2,409	0	0	1	0	92	0		
	19	2,399	0	0	0	0	81	0		
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,506	0	0	124	1	659	0		
	7	2,661	0	0	173	6	573	2		
	8	2,618	0	0	186	0	729	2		
	9	2,695	0	0	106	4	815	2		
	10	3,536	0	0	178	4	451	2		
	11	3,610	0	0	243	2	442	0		
	12	3,436	0	0	211	1	425	1		
	13	3,324	0	0	266	1	496	11		
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6		
	15	3,590	0	0	118	0	606	4		
	16	3,524	0	0	107	0	604	3		
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3		
	18	3,485	0	0	96	0	466	3		
	19	3,396	0	0	168	4	410	2		
セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,263	0	0	38	0	555	0		
	7	2,336	0	0	28	0	518	0		
	8	2,230	0	0	29	0	550	0		
	9	2,229	0	0	46	1	595	1		
	10	2,935	0	0	41	0	198	0		
	11	2,758	0	0	27	0	192	0		
	12	2,634	0	0	36	0	193	0		
	13	2,600	0	0	24	0	203	0		
	14	2,650	0	0	37	1	272	0		
	15	2,919	0	0	24	0	276	0		
	16	2,698	1	0.0	32	0	242	0		
	17	2,599	1	0.0	48	0	218	0		
	18	2,713	0	0	35	0	119	0		
	19	2,830	0	0	46	0	157	0		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタリング 調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
	18	4,193	179	4.3	789	266	1,732	715		
	19	4,232	172	4.1	608	128	1,654	729		
ふつ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
	18	3,817	32	0.8	190	41	536	103		
	19	3,890	41	1.1	203	46	376	114		
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		
	18	3,396	8	0.2	59	4	301	39		
	19	3,289	6	0.2	71	1	199	35		

注：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成11年に環境基準に追加された。

(参考) 平成6～10年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	6	1,685	47	2.8
	7	1,945	98	5.0
	8	1,918	94	4.9
	9	2,654	173	6.5
	10	3,897	244	6.3
	計	12,099	656	5.4
ふつ素	6	571	6	1.1
	7	612	3	0.5
	8	567	7	1.2
	9	648	4	0.6
	10	855	14	1.6
	計	3,253	34	1.0
ほう素	6	154	1	0.6
	7	157	1	0.6
	8	192	0	0
	9	215	1	0.5
	10	558	1	0.2
	計	1,276	4	0.3

注：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成5年に要監視項目として設定され、平成11年に環境基準項目に移行した。

その間、平成6年度から10年度まで要監視項目として行われた測定の結果（累積）をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を超えた井戸の数である。

参考資料5 都道府県別調査実施状況

都道府県名		平成19年度 調査井戸数			(参考)平成18年度 調査井戸数		
		概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査
北海道・東北	北海道	134	9	309	181	29	325
	青森	31	67	75	34	58	66
	岩手	80	43	103	72	70	102
	宮城	39	8	63	19	18	90
	秋田	60	12	39	60	36	33
	山形	36	12	52	36	0	55
	福島	69	43	207	71	73	206
関東	茨城	91	74	224	89	129	210
	栃木	135	0	208	133	0	216
	群馬	151	4	68	88	0	48
	埼玉	146	90	252	173	59	246
	千葉	268	248	145	272	327	151
	東京	71	27	127	71	19	128
	神奈川	429	74	134	439	95	130
北陸・中部	新潟	51	191	90	58	194	91
	富山	76	9	39	76	15	42
	石川	75	75	115	75	11	123
	福井	60	41	111	60	13	122
	山梨	42	0	36	44	15	36
	長野	82	0	137	79	0	140
	岐阜	213	2	44	208	0	41
	静岡	71	0	130	84	0	132
	愛知	125	44	102	125	48	100
近畿	三重	5	0	20	5	0	20
	滋賀	64	4	274	61	9	304
	京都	64	20	87	64	67	72
	大阪	81	139	146	81	43	139
	兵庫	148	30	292	137	5	283
	奈良	73	4	7	70	9	4
	和歌山	83	0	15	83	0	13
中国・四国	鳥取	13	0	49	9	0	48
	島根	13	0	0	15	22	0
	岡山	36	0	10	56	0	14
	広島	46	0	16	45	0	15
	山口	137	21	83	136	0	90
	徳島	26	0	30	56	0	33
	香川	13	0	46	13	0	51
	愛媛	32	16	72	32	35	75
	高知	31	1	18	36	1	23
九州・沖縄	福岡	463	50	188	406	70	183
	佐賀	57	0	34	63	0	31
	長崎	32	30	38	27	21	38
	熊本	410	42	408	511	71	436
	大分	88	8	45	93	58	41
	宮崎	87	0	49	89	0	48
	鹿児島	81	10	100	92	22	84
	沖縄	13	18	17	11	0	17
	全体(全国計)	4,631	1,466	4,854	4,738	1,642	4,895

注：平成18年度の調査井戸数は「平成18年度地下水質測定結果」公表時のもの。

参考資料6 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	134	3	2.2	2	1	178	52
	青森	30	0	0	10	3	50	29
	岩手	80	2	2.5	5	0	34	24
	宮城	39	2	5.1	—	—	24	7
	秋田	60	0	0	—	—	12	9
	山形	21	1	4.8	12	2	12	6
	福島	30	4	13.3	40	11	29	17
関東	茨城	91	12	13.2	42	8	112	84
	栃木	135	7	5.2	—	—	81	27
	群馬	151	29	19.2	—	—	25	18
	埼玉	146	13	8.9	62	17	142	82
	千葉	268	30	11.2	125	43	21	19
	東京	71	2	2.8	6	1	36	20
	神奈川	369	14	3.8	48	18	57	38
北陸・中部	新潟	51	0	0	24	1	3	2
	富山	76	0	0	—	—	4	0
	石川	75	1	1.3	5	0	4	1
	福井	30	0	0	24	0	11	2
	山梨	42	0	0	—	—	10	8
	長野	82	6	7.3	—	—	90	42
	岐阜	143	1	0.7	2	2	12	8
	静岡	71	0	0	—	—	18	6
	愛知	125	4	3.2	22	6	40	18
近畿	三重	5	4	80.0	—	—	2	0
	滋賀	53	2	3.8	4	0	21	8
	京都	64	0	0	—	—	9	4
	大阪	79	0	0	43	6	32	4
	兵庫	138	1	0.7	7	2	88	22
	奈良	72	3	4.2	—	—	6	4
	和歌山	83	3	3.6	—	—	13	10
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	11	2
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	36	0	0	—	—	4	2
	広島	46	2	4.3	—	—	8	0
	山口	72	1	1.4	13	0	2	1
	徳島	24	0	0	—	—	4	0
	香川	13	0	0	—	—	22	14
	愛媛	32	1	3.1	16	0	49	25
	高知	31	0	0	—	—	9	1
九州・沖縄	福岡	446	12	2.7	14	2	43	4
	佐賀	27	0	0	—	—	—	—
	長崎	32	0	0	30	0	38	12
	熊本	409	5	1.2	42	5	164	57
	大分	88	4	4.5	—	—	31	15
	宮崎	47	1	2.1	—	—	16	4
	鹿児島	81	2	2.5	10	0	76	21
	沖縄	13	0	0	—	—	1	0
全体（全国計）		4,232	172	4.1	608	128	1,654	729

(2) 都道府県別調査結果（砒素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	102	2	2.0	7	0	44	18
	青森	3	0	0	10	0	2	1
	岩手	80	0	0	6	1	16	7
	宮城	39	1	2.6	1	0	34	16
	秋田	60	1	1.7	9	5	1	0
	山形	21	0	0	—	—	13	12
	福島	34	1	2.9	2	0	7	0
関東	茨城	91	4	4.4	32	11	38	24
	栃木	135	0	0	—	—	—	—
	群馬	101	2	2.0	—	—	5	1
	埼玉	146	3	2.1	18	7	30	16
	千葉	268	5	1.9	59	38	46	41
	東京	71	1	1.4	5	1	6	5
	神奈川	369	0	0	1	0	2	0
北陸・中部	新潟	51	6	11.8	—	—	5	4
	富山	76	0	0	—	—	21	7
	石川	75	3	4.0	69	3	9	4
	福井	29	1	3.4	22	1	12	6
	山梨	42	1	2.4	—	—	3	1
	長野	82	1	1.2	—	—	2	2
	岐阜	143	3	2.1	—	—	6	6
	静岡	71	1	1.4	—	—	21	3
	愛知	125	1	0.8	—	—	13	10
近畿	三重	5	0	0	—	—	3	1
	滋賀	59	0	0	—	—	30	20
	京都	37	0	0	—	—	8	6
	大阪	80	0	0	44	2	25	12
	兵庫	142	2	1.4	6	1	51	19
	奈良	73	0	0	—	—	—	—
	和歌山	83	0	0	—	—	1	1
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	3	1
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	36	1	2.8	—	—	3	3
	広島	42	2	4.8	—	—	7	0
	山口	12	0	0	—	—	5	5
	徳島	20	0	0	—	—	13	0
	香川	13	0	0	—	—	1	0
	愛媛	32	0	0	—	—	5	1
	高知	31	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	福岡	383	22	5.7	7	0	79	13
	佐賀	17	0	0	—	—	2	2
	長崎	32	0	0	21	0	31	0
	熊本	79	4	5.1	—	—	32	23
	大分	66	2	3.0	—	—	1	1
	宮崎	48	0	0	—	—	5	3
	鹿児島	53	3	5.7	7	1	44	3
	沖縄	13	0	0	—	—	8	7
全体（全国計）		3,591	73	2.0	326	71	693	305

(3) 都道府県別調査結果（ふつ素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	81	0	0	—	—	2	2
	青森	28	0	0	18	7	13	13
	岩手	21	0	0	—	—	2	1
	宮城	39	0	0	—	—	1	0
	秋田	60	0	0	—	—	2	0
	山形	21	0	0	—	—	1	0
	福島	39	0	0	—	—	9	1
関東	茨城	91	0	0	—	—	1	1
	栃木	135	1	0.7	—	—	1	1
	群馬	101	0	0	—	—	5	0
	埼玉	141	0	0	—	—	—	—
	千葉	268	1	0.4	—	—	—	—
	東京	71	0	0	—	—	1	0
	神奈川	369	0	0	—	—	—	—
北陸・中部	新潟	51	0	0	11	0	4	1
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	14	0	2	2
	福井	30	0	0	9	0	—	—
	山梨	42	0	0	—	—	1	1
	長野	82	0	0	—	—	2	1
	岐阜	143	0	0	—	—	11	9
	静岡	71	0	0	—	—	—	—
	愛知	125	4	3.2	8	5	9	7
近畿	三重	5	0	0	—	—	2	1
	滋賀	59	0	0	—	—	12	8
	京都	64	0	0	—	—	5	4
	大阪	81	0	0	39	1	10	3
	兵庫	141	3	2.1	8	1	34	13
	奈良	73	0	0	—	—	—	—
	和歌山	83	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	12	8
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	34	0	0	—	—	2	1
	広島	46	2	4.3	—	—	8	0
	山口	45	0	0	—	—	—	—
	徳島	8	0	0	—	—	13	0
	香川	13	0	0	—	—	4	2
	愛媛	32	1	3.1	16	8	2	0
	高知	31	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	福岡	338	9	2.7	12	5	53	2
	佐賀	17	0	0	—	—	—	—
	長崎	32	0	0	16	0	31	0
	熊本	397	17	4.3	42	18	53	32
	大分	85	1	1.2	—	—	25	0
	宮崎	52	0	0	—	—	3	0
	鹿児島	60	2	3.3	10	1	40	0
	沖縄	13	0	0	—	—	—	—
全体（全国計）		3,890	41	1.1	203	46	376	114

(4) 都道府県別調査結果（テトラクロロエチレン）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	116	0	0	—	—	114	47
	青森	31	0	0	—	—	8	3
	岩手	80	0	0	16	0	34	6
	宮城	39	1	2.6	7	1	35	9
	秋田	60	0	0	—	—	10	3
	山形	36	0	0	—	—	27	7
	福島	58	0	0	1	0	168	23
関東	茨城	91	0	0	—	—	52	25
	栃木	135	0	0	—	—	86	27
	群馬	151	0	0	4	0	18	0
	埼玉	146	1	0.7	9	0	65	19
	千葉	268	0	0	63	10	77	35
	東京	71	3	4.2	15	3	72	31
	神奈川	429	1	0.2	17	1	69	28
北陸・中部	新潟	51	0	0	59	0	73	8
	富山	76	0	0	9	0	12	3
	石川	75	0	0	—	—	90	4
	福井	60	0	0	32	1	87	4
	山梨	42	0	0	—	—	21	8
	長野	82	0	0	—	—	47	12
	岐阜	213	0	0	—	—	3	2
	静岡	71	0	0	—	—	64	10
	愛知	125	0	0	9	0	17	6
近畿	三重	5	0	0	—	—	13	4
	滋賀	61	1	1.6	—	—	178	29
	京都	37	0	0	1	0	56	8
	大阪	80	0	0	17	0	98	14
	兵庫	144	2	1.4	11	3	132	24
	奈良	73	0	0	—	—	—	—
	和歌山	83	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	13	0	0	—	—	22	0
	島根	13	0	0	—	—	—	—
	岡山	36	0	0	—	—	5	2
	広島	46	0	0	—	—	16	4
	山口	82	0	0	—	—	71	23
	徳島	26	0	0	—	—	28	0
	香川	13	0	0	—	—	20	6
	愛媛	12	0	0	—	—	25	1
	高知	31	0	0	1	1	9	1
九州・沖縄	福岡	306	1	0.3	10	1	129	44
	佐賀	47	0	0	—	—	26	1
	長崎	32	0	0	24	0	33	2
	熊本	87	1	1.1	—	—	117	26
	大分	64	0	0	—	—	14	5
	宮崎	83	1	1.2	—	—	30	12
	鹿児島	45	0	0	—	—	53	17
	沖縄	13	0	0	18	0	3	0
全体（全国計）		3,938	12	0.3	323	21	2,327	543

(5) 都道府県別調査結果（鉛）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	100	0	0	—	—	24	0
	青森	3	0	0	10	0	1	0
	岩手	80	1	1.3	11	0	12	1
	宮城	39	0	0	—	—	23	0
	秋田	60	0	0	3	0	2	0
	山形	12	0	0	—	—	1	0
	福島	36	0	0	—	—	2	1
関東	茨城	91	0	0	—	—	2	0
	栃木	135	0	0	—	—	—	—
	群馬	101	0	0	—	—	5	0
	埼玉	146	1	0.7	5	1	13	0
	千葉	268	0	0	—	—	1	1
	東京	71	1	1.4	1	0	8	1
	神奈川	369	0	0	—	—	2	0
北陸・中部	新潟	51	0	0	38	0	4	0
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	1	1.3	62	1	9	0
	福井	30	0	0	22	0	—	—
	山梨	42	0	0	—	—	2	0
	長野	82	0	0	—	—	—	—
	岐阜	143	0	0	—	—	—	—
	静岡	71	0	0	—	—	—	—
	愛知	125	1	0.8	3	0	3	0
近畿	三重	5	0	0	—	—	2	0
	滋賀	60	0	0	—	—	—	—
	京都	38	0	0	10	1	2	0
	大阪	81	3	3.7	93	1	5	0
	兵庫	144	0	0	—	—	16	2
	奈良	73	0	0	—	—	—	—
	和歌山	83	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	1	0
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	36	0	0	—	—	1	0
	広島	42	0	0	—	—	7	0
	山口	20	0	0	—	—	—	—
	徳島	20	0	0	—	—	13	0
	香川	13	0	0	—	—	1	0
	愛媛	12	0	0	—	—	2	0
	高知	31	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	福岡	273	4	1.5	—	—	41	2
	佐賀	17	0	0	—	—	—	—
	長崎	32	0	0	21	0	31	0
	熊本	79	0	0	—	—	—	—
	大分	65	0	0	—	—	—	—
	宮崎	50	0	0	—	—	3	0
	鹿児島	53	0	0	7	0	44	0
	沖縄	12	0	0	10	0	—	—
全体（全国計）		3,466	12	0.3	296	4	283	8

(6) 都道府県別調査結果（ほう素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	97	0	0	—	—	21	1
	青森	30	0	0	—	—	5	2
	岩手	21	0	0	—	—	4	2
	宮城	39	0	0	—	—	1	0
	秋田	60	0	0	—	—	1	1
	山形	21	0	0	—	—	2	1
	福島	36	0	0	—	—	2	0
関東	茨城	91	0	0	—	—	—	—
	栃木	135	0	0	—	—	2	0
	群馬	101	0	0	—	—	5	1
	埼玉	141	0	0	—	—	2	1
	千葉	268	0	0	—	—	1	1
	東京	9	0	0	—	—	—	—
	神奈川	369	0	0	—	—	—	—
北陸・中部	新潟	51	0	0	11	0	3	1
	富山	76	0	0	—	—	2	0
	石川	75	0	0	—	—	3	2
	福井	30	0	0	—	—	—	—
	山梨	42	0	0	—	—	—	—
	長野	81	0	0	—	—	—	—
	岐阜	143	0	0	—	—	4	3
	静岡	71	0	0	—	—	—	—
	愛知	125	1	0.8	2	0	2	2
近畿	三重	5	0	0	—	—	2	0
	滋賀	60	0	0	—	—	2	1
	京都	64	0	0	6	0	8	1
	大阪	81	1	1.2	29	1	8	2
	兵庫	147	1	0.7	2	0	2	1
	奈良	73	0	0	—	—	1	0
	和歌山	83	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	7	7
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	33	0	0	—	—	1	0
	広島	46	1	2.2	—	—	8	0
	山口	42	0	0	—	—	1	1
	徳島	8	0	0	—	—	13	0
	香川	13	0	0	—	—	2	1
	愛媛	32	0	0	—	—	2	0
	高知	31	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	福岡	163	0	0	—	—	22	0
	佐賀	17	0	0	—	—	—	—
	長崎	32	0	0	21	0	31	0
	熊本	79	2	2.5	—	—	25	3
	大分	69	0	0	—	—	1	0
	宮崎	50	0	0	—	—	3	0
	鹿児島	15	0	0	—	—	—	—
	沖縄	13	0	0	—	—	—	—
全体（全国計）		3,289	6	0.2	71	1	199	35

(7) 都道府県別調査結果（シス-1, 2-ジクロロエチレン）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	95	0	0	—	—	98	5
	青森	4	0	0	—	—	8	1
	岩手	80	0	0	22	0	34	1
	宮城	39	0	0	7	0	35	0
	秋田	60	0	0	—	—	10	2
	山形	30	0	0	—	—	20	3
	福島	47	0	0	1	0	133	11
関東	茨城	91	0	0	—	—	2	0
	栃木	135	0	0	—	—	61	4
	群馬	101	1	1.0	4	0	43	5
	埼玉	146	1	0.7	9	1	61	4
	千葉	268	0	0	37	4	76	8
	東京	71	0	0	—	—	77	4
	神奈川	429	0	0	16	0	39	9
北陸・中部	新潟	51	0	0	59	1	70	14
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	—	—	90	2
	福井	60	0	0	32	1	87	2
	山梨	42	0	0	—	—	24	1
	長野	82	0	0	—	—	47	1
	岐阜	213	0	0	—	—	—	—
	静岡	71	0	0	—	—	46	3
	愛知	125	3	2.4	9	1	25	9
近畿	三重	5	0	0	—	—	18	2
	滋賀	61	0	0	—	—	178	6
	京都	37	0	0	1	0	56	2
	大阪	80	2	2.5	17	0	97	24
	兵庫	144	0	0	11	0	125	16
	奈良	73	0	0	—	—	—	—
	和歌山	83	0	0	—	—	1	0
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	22	0
	島根	13	0	0	—	—	—	—
	岡山	36	0	0	—	—	5	0
	広島	42	0	0	—	—	7	0
	山口	32	0	0	—	—	48	6
	徳島	26	0	0	—	—	15	0
	香川	13	0	0	—	—	6	1
	愛媛	12	0	0	—	—	12	0
	高知	31	0	0	1	1	9	0
九州・沖縄	福岡	163	0	0	10	0	47	6
	佐賀	39	0	0	—	—	7	1
	長崎	32	0	0	24	0	33	1
	熊本	80	0	0	—	—	121	5
	大分	64	0	0	—	—	14	1
	宮崎	62	0	0	—	—	29	0
	鹿児島	45	0	0	—	—	43	0
	沖縄	13	0	0	18	0	—	—
全体（全国計）		3,587	7	0.2	278	9	1,979	160

(8) 都道府県別調査結果（トリクロロエチレン）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		定期モニタリング調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	117	0	0	—	—	105	2
	青森	31	0	0	—	—	8	1
	岩手	80	1	1.3	22	0	34	2
	宮城	39	0	0	7	0	35	3
	秋田	60	0	0	—	—	24	2
	山形	36	0	0	—	—	27	1
	福島	57	0	0	1	0	168	11
関東	茨城	91	0	0	—	—	36	3
	栃木	135	0	0	—	—	73	11
	群馬	151	0	0	4	0	38	1
	埼玉	146	1	0.7	9	0	68	15
	千葉	268	0	0	64	6	77	23
	東京	71	0	0	—	—	75	7
	神奈川	429	3	0.7	25	1	70	25
北陸・中部	新潟	51	0	0	59	0	73	4
	富山	76	0	0	—	—	3	1
	石川	75	0	0	—	—	90	2
	福井	60	0	0	32	0	87	5
	山梨	42	0	0	—	—	21	7
	長野	82	0	0	—	—	47	13
	岐阜	213	0	0	—	—	6	0
	静岡	71	0	0	—	—	70	12
	愛知	125	0	0	9	0	24	10
近畿	三重	5	0	0	—	—	14	1
	滋賀	61	0	0	—	—	178	15
	京都	37	0	0	1	0	56	0
	大阪	80	1	1.3	17	3	99	9
	兵庫	144	0	0	11	0	133	13
	奈良	73	0	0	—	—	—	—
	和歌山	83	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	13	0	0	—	—	22	6
	島根	13	0	0	—	—	—	—
	岡山	36	0	0	—	—	5	0
	広島	46	0	0	—	—	16	2
	山口	82	0	0	—	—	71	4
	徳島	26	0	0	—	—	28	0
	香川	13	0	0	—	—	21	2
	愛媛	12	0	0	—	—	13	0
	高知	31	0	0	1	1	9	0
九州・沖縄	福岡	306	0	0	10	0	101	4
	佐賀	57	0	0	—	—	26	2
	長崎	32	0	0	24	2	33	1
	熊本	87	0	0	—	—	147	7
	大分	64	1	1.6	—	—	14	0
	宮崎	83	0	0	—	—	30	3
	鹿児島	45	0	0	—	—	53	1
	沖縄	13	0	0	18	0	3	0
全体（全国計）		3,948	7	0.2	314	13	2,331	231

参考資料7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成19年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

（1）対象井戸

水質汚濁防止法第15条に基づく地下水質測定結果において以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の100倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位10本の井戸

また、同事案で複数項目において超過する場合は、環境基準からの倍数が最も高い項目のみ状況を記載している。

（2）各欄の記述内容について

環境省が毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答から抜粋又はとりまとめて記載した。調査の回答については選択式としたが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によつて補足説明が追加されている。

表の内容の一部について、以下に説明を行う。

○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第15条に基づく測定を行つたその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「井戸所有者へ飲用・使用方法指導」

井戸水を飲用しないこと、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用すること等、飲用方法や使用方法についての指導内容について記載している。

○汚染原因

汚染原因の把握状況として、「特定」「推定」「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因
- ⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種分類から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染について、記載している。

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
鉛	1	汚染井戸 周辺地区 調査	0.61 (61倍)	東京都 練馬区 西大泉	2002	生活用水	飲用方法・使用方法 の指導	-	-	-	-	-
六価クロム	1	定期モニタ リング調査	1.0 (20倍)	滋賀県 草津市 矢倉	1976	生活用水	飲用方法・使用方法 の指導、上水道への 切り替え、その他	工場・事業場の排水・ 廃液原料等	金属被覆・彫刻 業、熱処理業	水質汚濁防止法に よる改善命令の発 令	地下水揚水処理 汚染土壌の処理	汚染原因者
	1	定期モニタ リング調査	1.0 (20倍)	佐賀県 基山町 宮浦	1990	生活用水	飲用方法・使用方法 の指導、上水道への 切り替え	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	表面処理鋼材製 造業	行政指導	地下水汚染対策を 検討中	-
砒素	1	定期モニタ リング調査	0.42 (42倍)	兵庫県 豊岡市 若松	1999	-	飲用方法・使用方法 の指導	自然由来	-	-	実施していない	-
総水銀	1	汚染井戸 周辺地区 調査	0.012 (24倍)	福井県 越前市 家久町	2007	-	-	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	有機化学工業製 品製造業	行政指導	地下水汚染対策を 検討中	-
四塩化炭 素	1	定期モニタ リング調査	0.30 (150倍)	千葉県 千葉市 稻毛区長 沼町	1988	個人の飲用水	飲用方法・使用方法 の指導、上水道への 切り替え	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	化学製品製造業、 その他のゴム製品 製造業 他	自治体では対応し ていない	汚染地下水の汲み 上げによる浄化	汚染原因者
1,2-ジクロ エタン	1	定期モニタ リング調査	0.055 (13倍)	大阪府 高槻市 下田部町	1981	上水道、工業 用水	飲用方法・使用方法 の指導	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	医薬品製造業、 その他の電気機 械器具製造業	行政指導	汚染地下水の汲み 上げによる浄化原 位置処理による浄 化	複数の汚染 原因者

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	0.71 (35倍)	千葉県 野田市 木間ヶ瀬	1993	飲用水 生活用水	井戸所有者へ飲用・ 使用方法指導、上水道への切り替え指導	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等と推定	産業廃棄物処理業	県地下水汚染防止 対策指導要綱に基づく指導。対策手法 について指導。	検討中	-
	1	定期モニタリング調査	27 (675倍)	秋田県 由利本荘市 大浦	1998	生活用水	その他	-	-	行政指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化	汚染原因者
	2	定期モニタリング調査	21 (525倍)	新潟県 弥彦村 美山	1989	生活用水	飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	行政指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化	汚染原因者
	3	汚染井戸 周辺地区 調査	8.2 (205倍)	大阪府 高槻市 桃園町	1981	上水道、工業 用水	飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	医薬品製造業、 その他の電気機械器具製造業	行政指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化原位置処理による浄化	複数の汚染原因者
	4	定期モニタリング調査	5.2 (130倍)	新潟県 上越市 新光町	1991	生活用水	飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	不明	行政指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化	汚染原因者
	5	定期モニタリング調査	5.1 (127倍)	神奈川県 川崎市 川崎区堤根	1998	生活用水	飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	実施していない (汚染原因者不明のため効果的な対策がとれない状況)	-
	6	汚染井戸 周辺地区 調査	4.8 (120倍)	新潟県 燕市 灰方	2007	工業用水	-	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等と推定	不明	行政指導	実施していない (周辺において飲用実態がなく、汚染原因者が特定できないため。)	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策		
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体	
1,1,2-トリクロロエタン	1	定期モニタリング調査	0.74 (123倍)	宮崎県延岡市別府町	1998	生活用水、工業用水	飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	水質汚濁防止法による浄化指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化	汚染原因者	
トリクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	40 (1333倍)	福岡県福岡市香椎駅前	1997	生活用水	飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-	
	2	定期モニタリング調査	36 (1200倍)	秋田県由利本荘市大浦	(シス-1,2-ジクロロエチレンの1位と同事例)								
	3	定期モニタリング調査	20 (666倍)	新潟県弥彦村美山	(シス-1,2-ジクロロエチレンの2位と同事例)								
テトラクロロエチレン	1	汚染井戸周辺地区調査	6.7 (670倍)	兵庫県明石市魚住町	2002	生活用水	飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化	汚染原因者	
	2	定期モニタリング調査	5.1 (510倍)	千葉県松戸市紙敷	1988	生活用水、工業用水	飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	行政指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化	汚染原因者	
	3	定期モニタリング調査	4.2 (420倍)	福岡県福岡市田島	1988	生活用水	飲用方法・使用方法の指導、その他	-	-	水質汚濁防止法による浄化指導	汚染地下水の汲み上げによる浄化	汚染原因者	

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	4	定期モニタリング調査	3.8 (380倍)	福岡県 福岡市 香椎駅前	1997	生活用水	飲用方法・使用方法 の指導、上水道への 切り替え	-	-	-	-	-
	5	定期モニタリング調査	2.9 (290倍)	千葉県 船橋市 二宮1丁目	1989	個人の飲用 水、生活用水	飲用方法・使用方法 の指導、上水道への 切り替え、その他	該当する物質を使用 する事業所であるが、 不法投棄等の可能性 もある。	-	行政指導	汚染地下水の汲み 上げによる浄化	自治体 (汚染原因 者の特定が できないた め)
	6	定期モニタリング調査	2.3 (230倍)	福島県 須賀川市 小作田	1989	個人の飲用 水、生活用水、 農業用水	飲用方法・使用方法 の指導、上水道への 切り替え、その他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	洗濯業	行政指導	汚染地下水の汲み 上げによる浄化	汚染原因者
	7	定期モニタリング調査	1.9 (190倍)	宮城県 栗原市 築館萩沢	1986	生活用水	飲用方法・使用方法 の指導、上水道への 切り替え	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	ニット製造業	行政指導	実施していない (水源転換完了)	-
	8	定期モニタリング調査	1.9 (190倍)	福岡県 北九州市 若園	1982	生活用水	飲用方法・使用方法 の指導、その他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	-	自治体では対応し ていない	地下水汚染対策を 検討中	-
	9	定期モニタリング調査	1.8 (180倍)	北海道 旭川市 大町	2005	-	上水道への切り替え	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	家電製造業	自治体では対応し ていない	実施していない (新住民による負担 での対応は困難)	汚染原因者 以外の土地 の所有者
	10	定期モニタリング調査	1.7 (170倍)	大阪府 松原市 上田	1993	生活用水	飲用方法・使用方法 の指導	不明	-	-	実施していない	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ベンゼン	1	汚染井戸 周辺地区 調査	0.087 (8.7倍)	福井県 越前市 家久町	2007	利用していな い	対応していな い (モニタリング用井戸 のみのため)	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等と推定	有機化学工業製 品製造業	行政指導	地下水汚染対策を 検討中	-
ふつ素	1	概況調査	11 (13倍)	岐阜県 御嵩町 美佐野	2006	雑用(非飲用)	飲用方法・使用方法 の指導	自然由来	-	-	-	-
ほう素	1	定期モニタ リング調査	10 (10倍)	青森県 五所川原市 柏原町	2005	工業用水	井戸所有者へ飲用・ 使用方法指導	自然由来と推定	-	-	実施していな (自然由来によるも のと考えられるため)	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明年度	周辺の地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の飲用指導等の措置の状況	汚染原因把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策	
									窒素負荷低減等の対策	対策連絡組織等の設置状況	対策推進計画等の策定状況	浄化等対策の内容	対策の実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	定期モニタリング調査	99 (9倍)	愛知田原市浦町	1998	個人の飲用水、生活用水	飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	施肥	農業部局から農家へ指導を実施	設置予定無し	策定の予定無し	実施していない	-
	2	定期モニタリング調査	90 (9倍)	茨城つくば市上里	2001	個人の飲用水	飲用方法・使用方法の指導	-	対策の予定無し	設置予定無し	策定の予定無し	対策の予定無し(浄化対策の手法が確立していないため)	-
	3	定期モニタリング調査	90 (9倍)	神奈川横浜市南区六ツ川	2007	生活用水	使用方法の指導	施肥の影響と思われるが、確定はしていない	対策の予定無し	設置済み	策定の予定無し	対策の予定無し(使用方法の指導と定期モニタリングを実施することとした。)	-
	4	定期モニタリング調査	83 (8倍)	千葉香取市和泉	2007	生活用水	井戸所有者へ飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え指導	施肥、家畜の排泄物と思われるが確定はしていない	対策の予定無し	設置予定無し	策定の予定無し	実施していない	-
	5	定期モニタリング調査	78 (7倍)	茨城古河市长左右衛門	2005	個人の飲用水	飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	家畜排せつ物の適正処理、施肥量の適正化、生活排水の適正処理	設置予定無し	策定の予定無し	対策の予定無し(浄化対策の手法が確立していないため)	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明年度	周辺の地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の飲用指導等の措置の状況	汚染原因把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策	
									窒素負荷低減等の対策	対策連絡組織等の設置状況	対策推進計画等の策定状況	浄化等対策の内容	対策の実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	定期モニタリング調査	75 (7倍)	茨城県北茨城市関南町神岡下	2004	生活用水	上水道への切り替え	家畜排せつ物、施肥、生活排水	施肥量の適正化	設置予定無し	策定の予定無し	対策の予定無し(浄化対策の手法が確立していないため)	-
	7	定期モニタリング調査	70 (7倍)	北海道北見市川向	2000	生活用水、農業用水	飲用方法・使用方法の指導、その他	家畜排せつ物、施肥、生活排水	家畜排せつ物の適正処理、施肥量の適正化	設置予定無し(関係部局連携により実施)	策定の予定無し(将来的に取り組む予定)	対策の予定無し(負荷低減対策の実施のため)	-
	8	定期モニタリング調査	66 (6倍)	京都府京都市	2006	生活用水	飲用方法・使用方法の指導	-	施肥量の適正化	設置予定無し	策定の予定無し	-	-
	9	定期モニタリング調査	62 (6.2倍)	長野県飯島町七久保	2002	生活用水	飲用方法・使用方法の指導	不明	対策の予定無し	設置予定無し	策定の予定無し	実施していない	-
	10	定期モニタリング調査	60 (6倍)	茨城県坂東市長須	2005	生活用水	飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	家畜排せつ物の適正処理、施肥量の適正化、生活排水の適正処理	設置予定無し	策定の予定無し	対策の予定無し(浄化対策の手法が確立していないため)	-

参考資料8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定された。その後、平成11年2月及び平成16年3月に改定され、現在は27項目設定。

平成19年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成19年度は、1,245本の井戸において測定が行われ、全マンガンのみ指針値超過がみられた。

- ・全マンガン (452本中30本(超過率6.6%))

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成19年度				平成6~19年度				指針値 (mg/L以下)
	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	
クロロルム	711	0	0	22	6,287	0	0	41	0.060
トランス-1,2-ジクロロエチレン	711	0	0	23	10,146	2	0.0	41	0.040
1,2-ジクロロプロパン	507	0	0	20	4,598	0	0	40	0.060
p-ジクロロベンゼン	507	0	0	20	4,608	0	0	40	0.200
イソサチオン	325	0	0	16	3,082	0	0	39	0.008
ダイアジノン	329	0	0	17	3,134	0	0	39	0.005
フェニトオニン(MEP)	338	0	0	18	3,132	0	0	40	0.003
イソプロオラン	334	0	0	17	3,077	0	0	39	0.040
オキシ銅(有機銅)	332	0	0	17	3,035	0	0	40	0.040
クロロタロニル(TPN)	338	0	0	18	3,121	0	0	39	0.050
ブロビザミド	334	0	0	17	3,093	0	0	39	0.008
E P N	496	0	0	19	6,422	0	0	40	0.006
ジクロロボス(DVP)	329	0	0	17	3,018	0	0	39	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	325	0	0	16	3,016	0	0	39	0.030
イソプロベンホス(IPB)	325	0	0	16	2,979	0	0	40	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	348	0	0	16	3,353	-	-	40	-
トルエン	525	0	0	21	5,005	0	0	41	0.600
キシリソ	525	0	0	21	4,997	1	0.0	41	0.400
フタル酸ジエチルヘキシル	341	0	0	17	3,235	1	0.0	39	0.060
ニッケル	451	0	0	20	4,244	-	-	39	-
モリブデン	358	0	0	17	3,367	2	0.1	39	0.070
アンチモン	438	0	0	20	4,213	1	0.0	39	0.020
塩化ビニルモノマー	164	0	0	9	417	1	0.2	10	0.002
エピクロロヒドリン	167	0	0	9	415	0	0	9	0.0004
1,4-ジオキサン	190	0	0	13	497	0	0	13	0.050
全マンガン	452	30	6.6	16	870	74	8.5	17	0.200
ウラン	212	0	0	13	489	0	0	13	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6~19年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。

II. 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について

1. 調査について

環境省は、毎年度、都道府県及び水質汚濁防止法政令市（以下、都道府県等という）を対象として、全国の地下水汚染事例に関する調査実施状況、汚染原因把握状況、対策の実施状況等の実態を把握するために「地下水汚染に関するアンケート調査」を実施している。本報告は、この調査結果をとりまとめたものである。

※水質汚濁防止法政令市…水質汚濁防止法（以下、水濁法という）第28条第1項の政令で定める106（平成19年度末現在）の市

(1) 調査対象事例

平成19年度末（平成20年3月31日）までに都道府県等が把握している、環境基準を超える値が検出されたことがある地下水汚染事例（以下、事例という）の全てとしている。

なお、都道府県等が実施する調査によって判明した事例のみならず、事業者による調査の報告等によって判明した事例も全て対象としている。

(2) 事例のカウントの方法

事例は、原則として、汚染原因と同じとする一まとめの範囲を1事例としてカウントしている。広範囲に及ぶ汚染や汚染原因が不明である汚染の範囲は、調査結果等をもとに、各事例を担当する都道府県等によって判断されている。また、以下のことに注意を要する。

- 同一井戸であっても原因が異なる汚染が存在する場合は、別の事例としてカウントしている。ただし、汚染項目が同じで明確に分離できない場合は除く。（例：同地域の施肥と家畜排せつ物による硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染など）
- 同一工場・事業場の複数種類の原材料による汚染、廃棄物による汚染、揮発性有機化合物の分解生成物が存在する汚染など、原因が同じであって複数の項目にわたる事例がある。
- 1つの事例に複数の井戸が含まれる場合があるため、この集計における事例の件数と常時監視における測定井戸数とは、必ずしも一致しない。

(3) 事例の分類の定義

ア. 環境基準超過状況による分類

この調査では、各事例を環境基準超過状況に応じて以下の4つに分類している。このうち、「調査不能事例」は、現在の状況を把握できないことから、「5. 汚染原因の状況」以降の集計において集計対象外とした。

表1-1 環境基準超過状況による分類

事例分類	内容
超過事例	平成19年度末現在、いずれかの項目で環境基準を超過している事例
一時達成事例	最新年度のデータはいずれの項目も環境基準を超過していないが、一時的な達成の可能性があり、恒久的な改善確認はできていない事例
改善事例	過去は環境基準を超過していたが、現在はいずれの項目も超過しておらず、将来的にも環境基準を超過することないと判断できる事例
調査不能事例	井戸の廃止等により調査できなくなった事例

注：「一時達成」と「改善」の分類は、各事例を担当する都道府県等の判断による。

イ. 項目による分類

この調査の集計では、各事例をその汚染物質によって以下の4つに分類している。

表1-2 項目による分類

項目分類名称	説明
VOC事例 (注)	<u>次の項目の、単独又は複数項目による事例</u> ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
重金属等事例	<u>次の項目の、単独又は複数項目による事例</u> カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふつ素、ほう素
硝酸・亜硝酸事例	<u>次の項目の、単独による事例</u> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、硝酸・亜硝酸という）
複合汚染事例	<u>上の3分類のうち、複数分類にわたる項目による汚染事例</u> (例) 工場・事業場のVOCと重金属等の複数種類の原材料による事例や、廃棄物による事例など

注 : Volatile Organic Compounds (揮発性有機化合物) の略称。

2. 地下水汚染事例件数とその判明の状況

2. 1 事例件数（平成 19 年度末時点）

全事例について、環境基準超過状況及び項目によって分類した件数を表 2-1 に示す。

全事例件数は 5,636 件であった。

VOC 事例は 2,134 件で、その内訳は「超過」が 1,059 件 (50%)、「一時達成」が 337 件 (16%)、「改善」が 624 件 (29%)、「調査不能」が 114 件 (5%) であった。

重金属等事例は 1,213 件で、その内訳は「超過」が 795 件 (66%)、「一時達成」が 131 件 (11%)、「改善」が 191 件 (16%)、「調査不能」が 96 件 (8%) であった。

硝酸・亜硝酸事例は 2,195 件で、その内訳は「超過」が 1,512 件 (69%)、「一時達成」が 323 件 (15%)、「改善」が 257 件 (12%)、「調査不能」が 103 件 (5%) であった。

以上より、VOC 事例の改善が比較的進んでおり、硝酸・亜硝酸事例が進んでいないことがわかる。

表 2-1 事例件数

環境基準超過状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
合 計	5,636	2,134	1,213	2,195	94
超過事例 (平成 19 年度末現在、いずれかの項目で環境基準を超過している。)	3,433	1,059	795	1,512	67
一時達成事例 (最新年度のデータでは環境基準は超過していないが、一時的な達成の可能性がある。)	798	337	131	323	7
改善事例 (過去は環境基準を超過していたが、現在、また将来的にも環境基準を超過することはないと判断できる。)	1,089	624	191	257	17
調査不能事例 (井戸の廃止等により調査できなくなった。)	316	114	96	103	3

(1) 項目別事例件数

全事例 5,636 件について、項目の内訳を表2-2に示す。また、超過事例において超過している項目の内訳を図2-1に示す。

超過事例件数が多い項目は、多い順に、硝酸・亜硝酸（1,513 件）、テトラクロロエチレン（621 件）、砒素（509 件）、トリクロロエチレン（445 件）、シス-1,2-ジクロロエチレン（345 件）、ふつ素（225 件）であった。

超過事例の割合（各項目の事例件数合計のうち超過事例の割合）が高い項目は、高い順に、ふつ素（75%）、ほう素（72%）、砒素（69%）、硝酸・亜硝酸（69%）であり、これは自然的要因との関連が高い項目や広域汚染の傾向がある硝酸・亜硝酸は改善しにくいこと等によると考えられる。

一方、改善事例の割合（各項目の事例件数合計のうち改善事例の割合）が高い項目は、高い順に、カドミウム（43%）、鉛（42%）、1,1,1-トリクロロエタン（40%）、ベンゼン（34%）であった。

表2-2 全事例の項目の内訳

項目	合計	件数				
		超過事例 超過してい る項目	現在は超過 していない 項目(注2)	一時達 成事例	改善 事例	調査不 能事例
VOC	ジクロロメタン	46	17	10	8	10
	四塩化炭素	102	45	20	18	18
	1,2-ジクロロエタン	69	33	17	6	12
	1,1-ジクロロエチレン	210	97	54	20	34
	シス-1,2-ジクロロエチレン	633	345	102	74	85
	1,1,1-トリクロロエタン	106	14	31	14	42
	1,1,2-トリクロロエタン	30	13	9	3	5
	トリクロロエチレン	1,038	445	143	143	249
	テトラクロロエチレン	1,296	621	64	194	340
	1,3-ジクロロプロパン	0	0	0	0	0
重金属等	ベンゼン	161	86	3	15	55
	カドミウム	7	3	1	0	3
	全シアン	33	22	2	2	7
	鉛	166	46	17	23	69
	六価クロム	48	28	0	8	10
	砒素	733	509	13	65	83
	総水銀	94	44	5	15	22
	アルキル水銀	0	0	0	0	0
	P C B	6	2	1	2	0
	チウラム	0	0	0	0	0
	シマジン	0	0	0	0	0
	チオベンカルブ	0	0	0	0	0
	セレン	14	8	2	1	2
	ふつ素	300	225	9	27	18
	ほう素	124	89	3	9	12
硝酸・亜硝酸		2,196	1,513	0	323	257
母 数		5,636	3,433	798	1,089	316

注1：1事例で複数項目による汚染がある場合があり、各項目の和と母数は一致しない。

注2：超過事例の中の「現在は超過していない項目」とは、過去に複数項目の汚染があった場合で、現在は、他項目において環境基準超過があるものの、当該項目は環境基準を超過していない項目の事例件数をカウントしたもの（外数）。

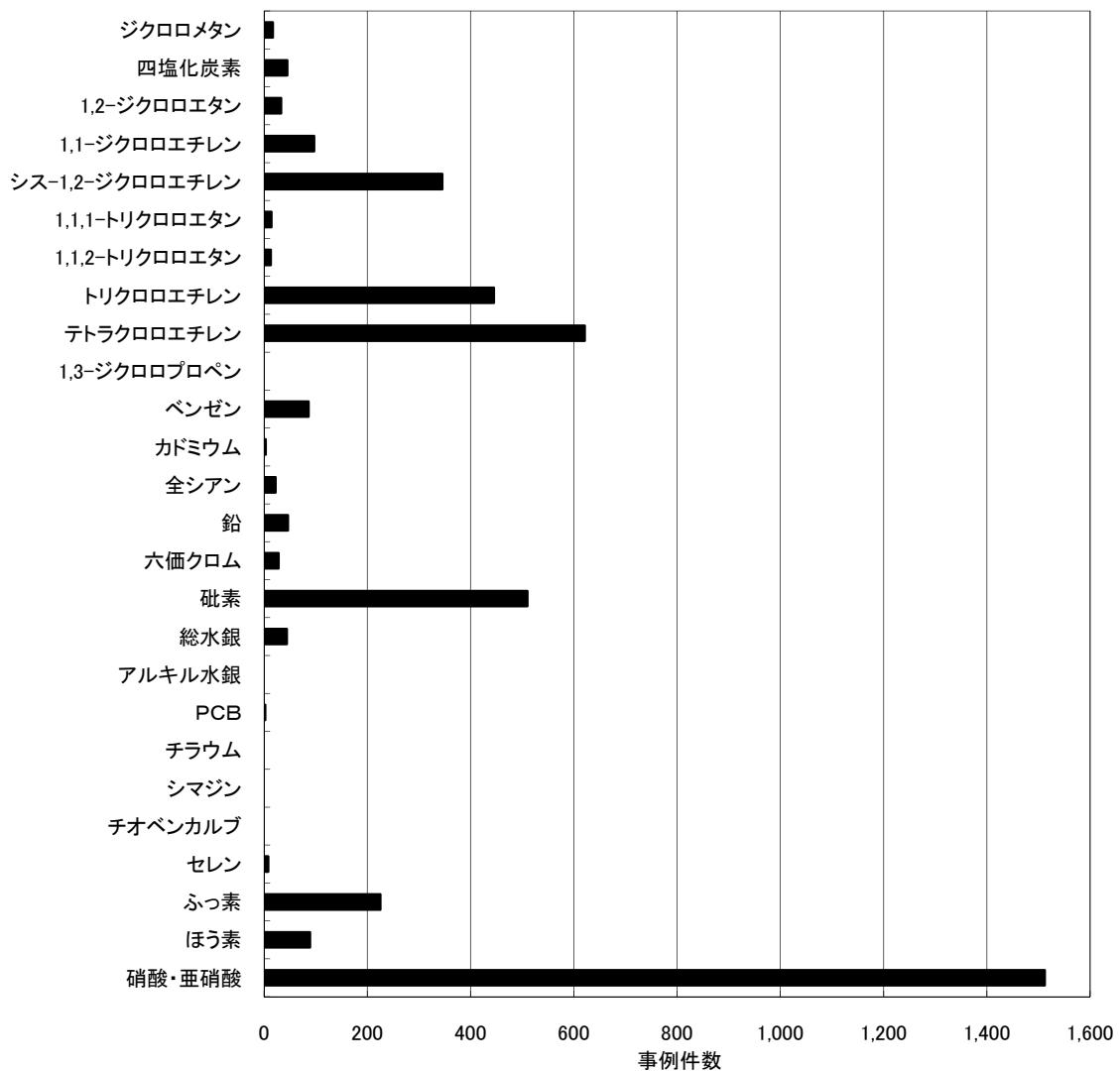


図 2－1 超過事例の超過している項目の内訳

(2) 都道府県別事例件数

都道府県別の事例件数を表2－3～2－6に示す。

ただし、地域ごとに調査井戸数そのものに違いがあること、また、自然的要因による汚染や硝酸・亜硝酸による汚染など面的広がりのある汚染の場合は、都道府県等によって1つの事例と判断する範囲が異なることなどから、地域における地下水汚染の状況について一概に比較することはできない。

表2-3 都道府県別の事例件数（VOC）

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	73	36	19	14	4
	青森	8	3	1	4	0
	岩手	35	5	10	17	3
	宮城	33	7	2	16	8
	秋田	12	3	1	8	0
	山形	16	9	1	5	1
	福島	83	30	36	13	4
関東	茨城	35	18	12	5	0
	栃木	82	32	8	42	0
	群馬	40	26	8	6	0
	埼玉	123	57	19	41	6
	千葉	244	128	25	75	16
	東京	58	31	9	12	6
	神奈川	191	114	11	60	6
北陸・中部	新潟	70	31	25	14	0
	富山	4	2	1	1	0
	石川	14	5	3	6	0
	福井	25	12	3	10	0
	山梨	24	11	3	8	2
	長野	70	34	11	15	10
	岐阜	31	23	5	1	2
	静岡	49	20	10	19	0
	愛知	187	131	24	26	6
近畿	三重	36	23	8	5	0
	滋賀	33	18	3	12	0
	京都	37	14	11	9	3
	大阪	116	54	11	45	6
	兵庫	52	34	6	11	1
	奈良	8	4	0	4	0
	和歌山	3	2	1	0	0
中国・四国	鳥取	2	1	0	0	1
	島根	7	2	2	1	2
	岡山	35	12	3	16	4
	広島	11	6	1	2	2
	山口	18	10	4	4	0
	徳島	2	2	0	0	0
	香川	9	6	1	2	0
	愛媛	23	1	14	8	0
	高知	6	2	0	3	1
九州・沖縄	福岡	90	45	2	29	14
	佐賀	12	4	0	8	0
	長崎	9	5	3	0	1
	熊本	48	23	7	18	0
	大分	16	6	3	6	1
	宮崎	21	8	2	10	1
	鹿児島	27	7	4	13	3
	沖縄	6	2	4	0	0
合計(全国計)		2,134	1,059	337	624	114

表2-4 都道府県別の事例件数（重金属等）

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	27	18	3	6	0
	青森	23	18	0	4	1
	岩手	25	11	2	12	0
	宮城	35	10	3	13	9
	秋田	4	3	0	1	0
	山形	17	12	2	1	2
	福島	8	7	1	0	0
関東	茨城	36	24	9	3	0
	栃木	15	3	3	9	0
	群馬	14	13	1	0	0
	埼玉	47	30	5	7	5
	千葉	155	118	11	17	9
	東京	19	6	4	7	2
	神奈川	40	24	5	8	3
北陸・中部	新潟	85	73	4	7	1
	富山	11	7	3	1	0
	石川	10	10	0	0	0
	福井	8	6	1	0	1
	山梨	5	4	0	0	1
	長野	12	7	1	1	3
	岐阜	33	20	1	0	12
	静岡	10	4	4	2	0
	愛知	100	68	9	17	6
近畿	三重	11	9	0	2	0
	滋賀	27	19	8	0	0
	京都	23	11	3	5	4
	大阪	62	28	7	20	7
	兵庫	53	31	3	18	1
	奈良	12	2	0	9	1
	和歌山	5	4	0	1	0
中国・四国	鳥取	16	10	2	0	4
	島根	8	4	0	4	0
	岡山	11	9	0	1	1
	広島	23	13	9	1	0
	山口	6	4	2	0	0
	徳島	0	0	0	0	0
	香川	4	2	2	0	0
	愛媛	9	4	4	1	0
	高知	2	1	0	1	0
九州・沖縄	福岡	94	81	4	2	7
	佐賀	6	2	2	2	0
	長崎	8	4	1	2	1
	熊本	43	33	5	1	4
	大分	7	5	2	0	0
	宮崎	1	1	0	0	0
	鹿児島	21	14	1	1	5
	沖縄	22	8	4	4	6
合計(全国計)		1,213	795	131	191	96

表2-5 都道府県別の事例件数（硝酸・亜硝酸）

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	82	54	21	6	1
	青森	42	26	4	7	5
	岩手	44	20	2	22	0
	宮城	28	10	3	8	7
	秋田	10	9	0	1	0
	山形	14	8	5	1	0
	福島	22	17	3	0	2
関東	茨城	144	109	26	9	0
	栃木	53	33	19	1	0
	群馬	290	290	0	0	0
	埼玉	186	114	59	10	3
	千葉	333	313	11	6	3
	東京	56	22	13	6	15
	神奈川	123	74	19	24	6
北陸・中部	新潟	11	6	3	2	0
	富山	2	0	2	0	0
	石川	5	2	3	0	0
	福井	4	2	2	0	0
	山梨	12	10	2	0	0
	長野	80	35	15	13	17
	岐阜	11	9	0	2	0
	静岡	8	5	2	0	1
	愛知	50	27	13	8	2
近畿	三重	9	9	0	0	0
	滋賀	13	8	4	0	1
	京都	8	5	1	2	0
	大阪	50	15	5	26	4
	兵庫	41	22	8	11	0
	奈良	24	7	1	13	3
	和歌山	53	34	0	18	1
中国・四国	鳥取	6	2	3	1	0
	島根	2	2	0	0	0
	岡山	9	8	0	1	0
	広島	10	5	4	0	1
	山口	2	2	0	0	0
	徳島	5	3	2	0	0
	香川	21	15	3	2	1
	愛媛	44	26	18	0	0
	高知	10	2	3	5	0
九州・沖縄	福岡	77	55	10	9	3
	佐賀	3	0	0	3	0
	長崎	18	10	5	3	0
	熊本	74	45	12	11	6
	大分	28	10	4	6	8
	宮崎	5	4	1	0	0
	鹿児島	59	27	11	8	13
	沖縄	14	1	1	12	0
合計（全国計）		2,195	1,512	323	257	103

表2－6 都道府県別の事例件数（複合汚染）

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	0	0	0	0	0
	青森	1	1	0	0	0
	岩手	2	0	1	1	0
	宮城	0	0	0	0	0
	秋田	1	0	0	1	0
	山形	0	0	0	0	0
	福島	2	0	1	1	0
関東	茨城	1	1	0	0	0
	栃木	0	0	0	0	0
	群馬	5	5	0	0	0
	埼玉	8	5	0	3	0
	千葉	6	5	0	1	0
	東京	1	1	0	0	0
	神奈川	13	10	1	2	0
北陸・中部	新潟	3	2	0	0	1
	富山	0	0	0	0	0
	石川	0	0	0	0	0
	福井	1	1	0	0	0
	山梨	1	1	0	0	0
	長野	3	2	0	1	0
	岐阜	0	0	0	0	0
	静岡	1	1	0	0	0
	愛知	19	16	1	1	1
近畿	三重	2	2	0	0	0
	滋賀	0	0	0	0	0
	京都	1	1	0	0	0
	大阪	11	3	1	6	1
	兵庫	2	1	1	0	0
	奈良	1	1	0	0	0
	和歌山	0	0	0	0	0
中国・四国	鳥取	0	0	0	0	0
	島根	0	0	0	0	0
	岡山	1	1	0	0	0
	広島	1	1	0	0	0
	山口	0	0	0	0	0
	徳島	0	0	0	0	0
	香川	0	0	0	0	0
	愛媛	0	0	0	0	0
	高知	0	0	0	0	0
九州・沖縄	福岡	1	1	0	0	0
	佐賀	2	1	1	0	0
	長崎	0	0	0	0	0
	熊本	3	3	0	0	0
	大分	0	0	0	0	0
	宮崎	0	0	0	0	0
	鹿児島	0	0	0	0	0
	沖縄	1	1	0	0	0
合計(全国計)		94	67	7	17	3

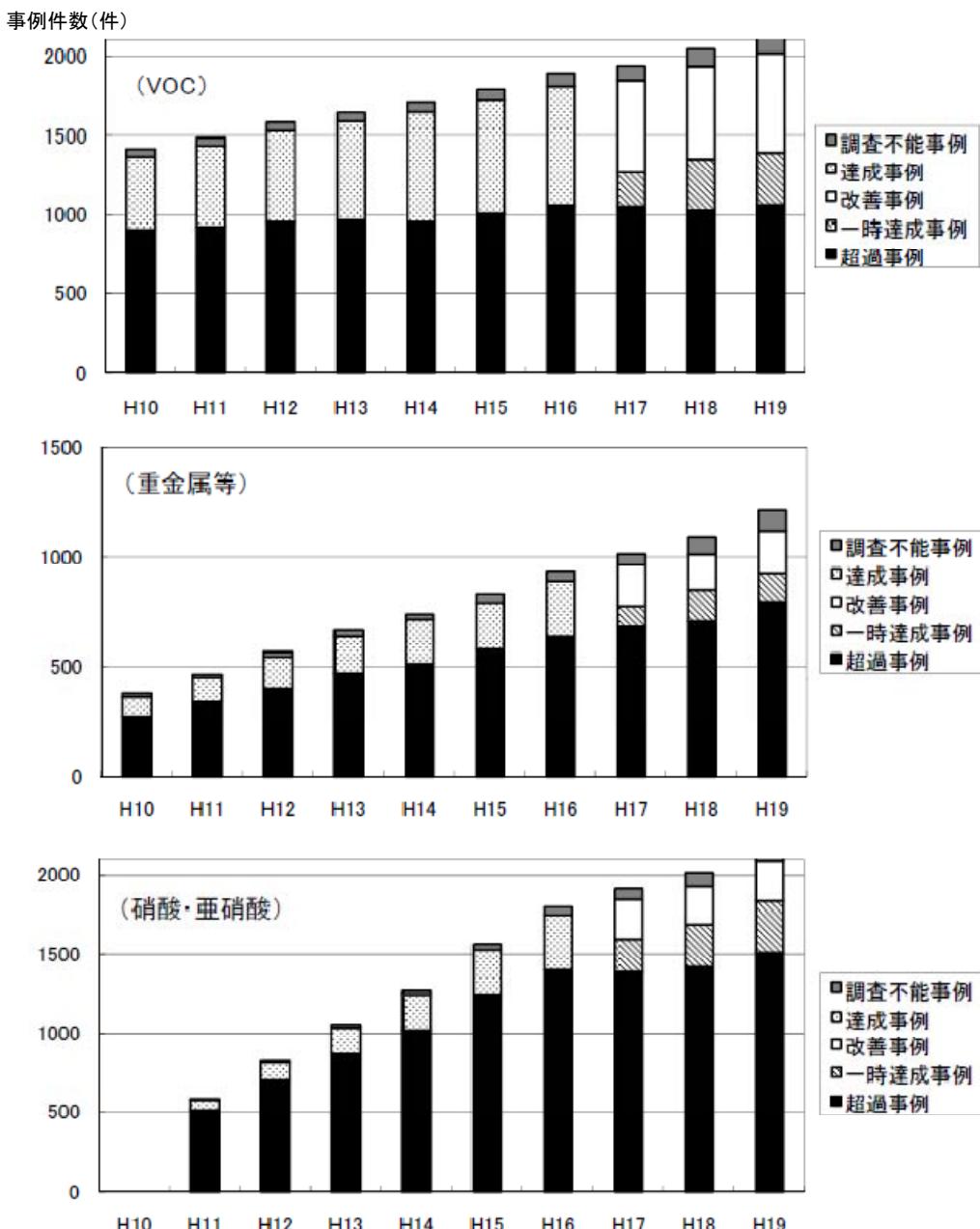
2. 2 事例件数の推移

各調査年度において把握されていた事例件数の推移を図2-2に示す。

VOC事例の件数は、調査を開始した平成10年度から緩やかに増加しているが、この間に環境基準を達成した事例も増加しており、超過事例件数は約1,000件前後で一定している。

重金属等事例の件数は、平成10年度から平成17年度までに、約700件増加し、超過事例件数も増加し続けている。

硝酸・亜硝酸事例の件数は、平成11年度から平成18年度までに、約4倍と大幅に増加している。また、超過事例件数は、ここ数年横ばいで推移していたが、平成19年度に僅かに増加し、1,500件を超えている。



注1：「達成事例」…平成16年度まで「一時達成事例」と「改善事例」の分類がなく、環境基準達成事例としていた。

注2：硝酸・亜硝酸は平成11年度調査より対象となった。

注3：複合汚染については省略した。

図2-2 把握事例件数の推移

2. 3 汚染判明年度

全事例 5,636 件について、汚染判明年度を表2-7、汚染判明件数の推移を図2-3に示す。

地下水の常時監視を開始した平成元年度から、VOC事例を中心に汚染判明件数が急増した。その後一旦は少なくなったものの、平成9年の地下水環境基準設定から再び判明件数は増加の傾向にある。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の3項目が新たに環境基準項目に追加された平成11年度以降、数年間は重金属等及び硝酸・亜硝酸事例の判明件数が増加した。ここ数年は、硝酸・亜硝酸の汚染判明事例が最も多い状況である。VOC事例も近年、一定の判明数があるが、これは、平成15年の土壤汚染対策法の施行に伴い、自主的な汚染調査や、工場跡地の売却時に実施する調査が増加していること等に起因していると考えられる。

表2-7 汚染判明年度ごとの事例件数

汚染判明年度	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
昭和58年度以前	77 (41)	64 (32)	10 (7)	2 (2)	1 (0)
59年度	56 (32)	52 (29)	3 (2)	0 (0)	1 (1)
60年度	72 (39)	72 (39)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
61年度	48 (29)	48 (29)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
62年度	66 (39)	62 (38)	2 (0)	0 (0)	2 (1)
63年度	100 (53)	97 (51)	0 (0)	1 (0)	2 (2)
平成元年度	232 (149)	211 (133)	16 (13)	3 (2)	2 (1)
2年度	209 (112)	182 (96)	20 (12)	3 (1)	4 (3)
3年度	150 (80)	127 (69)	18 (9)	5 (2)	0 (0)
4年度	116 (66)	91 (48)	16 (10)	4 (4)	5 (4)
5年度	141 (66)	60 (36)	54 (21)	25 (7)	2 (2)
6年度	142 (84)	58 (32)	55 (40)	29 (12)	0 (0)
7年度	164 (84)	66 (38)	40 (24)	58 (22)	0 (0)
8年度	163 (102)	54 (36)	53 (35)	56 (31)	0 (0)
9年度	183 (109)	40 (25)	55 (35)	84 (45)	4 (4)
10年度	272 (186)	134 (99)	37 (25)	97 (59)	4 (3)
11年度	336 (251)	92 (68)	67 (46)	174 (136)	3 (1)
12年度	430 (356)	82 (65)	102 (77)	236 (204)	10 (10)
13年度	393 (314)	66 (44)	82 (63)	236 (202)	9 (5)
14年度	390 (325)	62 (52)	79 (56)	245 (214)	4 (3)
15年度	449 (402)	69 (60)	82 (67)	290 (268)	8 (7)
16年度	416 (356)	87 (64)	107 (88)	215 (199)	7 (5)
17年度	348 (310)	96 (74)	101 (89)	144 (141)	7 (6)
18年度	346 (318)	88 (72)	102 (97)	142 (138)	14 (11)
19年度	337 (328)	74 (67)	112 (110)	146 (146)	5 (5)
母 数	5,636 (4,231)	2,134 (1,396)	1,213 (926)	2,195 (1,835)	94 (74)

注：括弧内の数値は、平成19年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

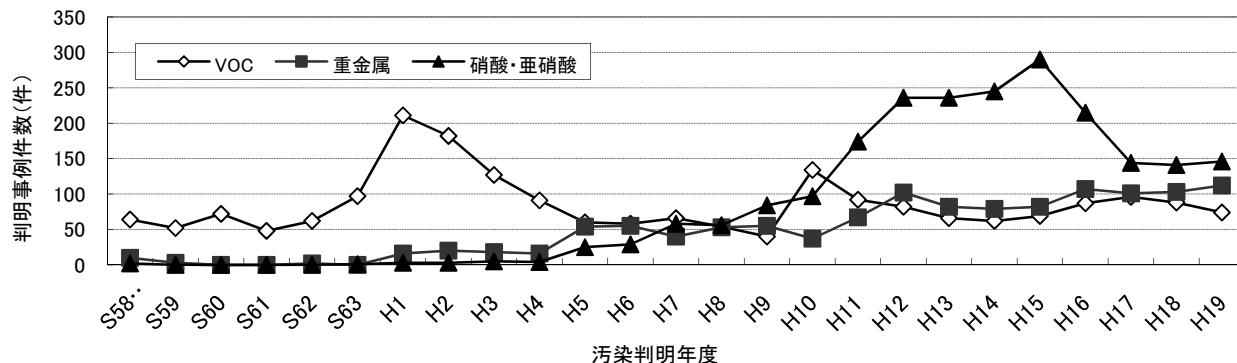


図2-3 汚染判明件数の推移（3分類）

2. 4 汚染判明の経緯

全事例 5,636 件について、汚染判明の経緯を表2-8に示す。

全体で最も多いのは、「水濁法の測定計画に基づく調査」(3,516 件、全事例の 62%) であった。

項目分類別に見ると、VOC 事例は、「水濁法の測定計画に基づく調査」(764 件、VOC 事例の 36%)、「(測定計画等以外の) 国や地方公共団体による調査」(568 件、同 27%) の他、「事業者等の自主的な検査」(430 件、同 20%) が比較的多く、その他、「水濁法に基づく立入調査」(103 件、同 5%) や「住民からの申し出」(82 件、同 4%) など多岐に渡っている。これは、VOC 事例が、工場・事業場を原因とする場合が多いいためである。

一方、重金属等及び硝酸・亜硝酸の事例は、「水濁法の測定計画に基づく調査」(重金属等事例の 73%、硝酸・亜硝酸事例の 84%) がほとんどを占めている。

表2-8 汚染判明の経緯

汚染判明の経緯 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
水濁法の測定計画に基づく調査	3,516	764	891	1,846	15
水濁法等に基づく立入調査	109	103	5	1	0
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	1	0	0	1	0
土壤汚染対策法に基づく調査	22	12	2	6	2
条例・要綱等に基づく調査	69	47	17	0	5
地方公共団体による飲用井戸、上水道水質調査	259	141	49	67	2
上記以外の国や地方公共団体による調査	937	568	90	264	15
事業者等の自主的な調査	621	430	137	4	50
住民からの申し出等	117	82	21	9	5
その他	156	101	34	6	15
母 数	5,636	2,134	1,213	2,195	94

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

3. 地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

3. 1 汚染判明以前の地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

地下水汚染が判明した場合は、人の健康を保護する観点から、まず飲用指導等利用面からの措置が都道府県等によって講じられている。全事例 5,636 件について、汚染判明以前の地下水の用途と汚染判明後の飲用指導等の措置の実施状況を表 3-1 に示す。

まず、汚染判明以前の主な地下水の用途は、以下のとおりであった。

- ・「生活用水」 (3,062 件、全事例の 54%)
- ・「個人等の飲用水」 (1,390 件、同 25%)
- ・「工業用水」 (771 件、同 14%)
- ・「農業用水」 (353 件、同 6%)

飲用指導等の措置の実施状況については、全用途で見ると、以下のとおりであった。

- ・「井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導」 (5,026 件、全事例の 89%)
- ・「上水道への切り替え」 (1,370 件、同 24%)
- ・「浄水器設置又はその補助や指導等」 (166 件、同 3%)
- ・その他、「井戸の掘換え、切り替え」、「汚染された層のストレーナの閉鎖」など

用途が個人等の飲用水であった事例に限ると、「井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導」は 95% とほとんどの事例で実施され、「上水道への切り替え」も 40% の事例で実施されていた。

表 3-1 汚染判明以前の地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

汚染判明以前の地下水の用途 (複数回答有り)	母数	件 数										
		飲用指導等の措置の実施状況 (複数回答有り)										
		井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導		上水道への切り替え		浄水器設置又はその補助や指導等		その他		特に対応していない		
		H19 判明	H19 判明	H19 判明	H19 判明	H19 判明	H19 判明	H19 判明	H19 判明	H19 判明	H19 判明	
上水道源	81 (64)	4	73 (58)	1	20 (18)	0	6 (5)	0	22 (14)	2	3 (3)	2
個人等の飲用水	1,390 (1,165)	95	1,319 (1,114)	89	554 (464)	29	111 (107)	9	197 (138)	3	9 (3)	1
生活用水	3,062 (2,484)	210	2,859 (2,342)	188	888 (739)	29	75 (69)	12	412 (308)	4	103 (71)	17
工業用水	771 (547)	32	695 (498)	26	188 (138)	3	23 (18)	3	170 (108)	1	41 (30)	6
農業用水	353 (276)	17	334 (265)	17	95 (75)	4	13 (11)	0	51 (36)	0	9 (5)	0
その他	51 (44)	18	39 (34)	14	4 (4)	1	0 (0)		2 (2)	2	11 (9)	3
利用していない	927 (560)	49	682 (409)	25	72 (42)	0	7 (4)	0	116 (67)	0	162 (95)	24
不明	386 (221)	6	335 (193)	2	90 (69)	0	2 (2)	0	92 (42)	0	32 (19)	4
母 数	5,636 (4,231)	337	5,026 (3,827)	270	1,370 (1,104)	34	166 (151)	13	845 (558)	10	350 (225)	56

注1：括弧内の数値は、平成 19 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：1 事例の地域に、複数の用途の井戸が存在する場合や複数の措置を実施している場合があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

3. 2 環境基準超過事例の現在の地下水の利用等の状態

環境基準超過事例について、現在の地下水の利用等の状態を表3-2に示す。

なお、ここに示す地下水の利用等の状態の分類とは、水濁法第14条の3の浄化措置命令の規定における「被害を防止するための必要な限度」を定めた水濁法施行規則第9条の3第2項各号に掲げられた地下水の利用等の状態に対応している。

「飲用井戸で環境基準超過がある」は515件（超過事例の15%）であり、硝酸・亜硝酸の事例が多い。また、「水道源井戸で環境基準超過がある」が6件、「災害用井戸で環境基準超過がある」が5件である。

表3-2 環境基準超過事例の現在の地下水の利用等の状態

現在の環境基準超過井戸の利用等の状態 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
飲用井戸で環境基準超過がある（※1）	515	78	91	342	4
水道源井戸で環境基準超過がある（※2）	6	1	2	3	0
災害用井戸で環境基準超過がある（※3）	5	1	1	3	0
公共用水域汚染の主たる原因となり、又は原因となることが確実である地下水で環境基準超過がある（※4）	31	17	6	8	0
上記に該当しない	2,876	962	695	1,156	63
母 数	3,433	1,059	795	1,512	67

※1：人の飲用に供せられ、又は供されることが確実であり（以下の※2～4を除く）、その取水口で環境基準超過がある

※2：水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実であり、その取水口で環境基準超過がある

※3：災害対策基本法第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされており、その取水口で環境基準超過がある

※4：水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実であり、地下水の公共用水域への湧出口に近接する地下水の取水口で環境基準超過がある

注：複数回答、無回答があるため、各件数の合計と母数は一致しない。

4. 汚染範囲の把握及び定期モニタリングの実施状況

4. 1 汚染範囲の把握状況

地下水汚染が判明した場合は、都道府県等によって汚染井戸周辺地区調査等が行われ、汚染範囲が把握されている。全事例 5,636 件について、汚染範囲の把握状況を表4-1 に示す。

全体では、「把握済み」が 3,772 件（全事例の 67%）、「調査中」が 275 件（同 5%）、「調査実施予定」が 166 件（同 3%）であり、75%の事例で汚染範囲の把握が行われ又は行われる予定である。

項目分類別に見ると、「把握済み」・「調査中」・「調査実施予定」を合わせた割合は、VOC 事例が 93%、重金属等事例が 74%、硝酸・亜硝酸事例が 57%であり、硝酸・亜硝酸事例の汚染範囲把握が比較的進んでいないと言える。

表4-1 汚染範囲の把握状況

汚染範囲の把握状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
把握済み	3,772	1,878	783	1,025	86
調査中	275	86	71	115	3
調査実施予定	166	11	44	111	0
予定なし	1,422	158	315	944	5
母 数	5,636	2,134	1,213	2,195	94

注：一部無回答があるため、各件数の合計と母数は必ずしも一致しない。

4. 2 定期モニタリング調査の実施状況

(1) 定期モニタリング調査の実施状況

地下水汚染が確認された後は、都道府県等によって、継続的な監視（定期モニタリング調査）が行われている。超過事例及び一時達成事例 4,231 件について、定期モニタリング調査の実施状況を表4－2 に示す。なお、ここでは都道府県等が測定計画に基づき実施するもののみならず、事業者等が定期的に監視を行っている場合も含む。

全体では、「実施中」(2,814 件、母数の 67%)、「実施予定」(309 件、同 7%)、「終了」(185 件、同 7%)、「実施していない」(820 件、同 19%) という状況であった。

項目分類別で見ると、「実施中」及び「実施予定」を合計した割合は、VOC 事例が 91%、重金属等事例が 67%、硝酸・亜硝酸事例が 64%である。

表4－2 定期モニタリング調査の実施状況

定期モニタリング調査の 実施状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
現在、実施中である	2,814	1,195	549	1,015	55
実施予定である	309	69	72	165	3
終了した	185	59	50	70	6
実施していない	820	61	218	535	6
不明	103	12	37	50	4
母 数	4,231	1,396	926	1,835	74

注：一部無回答があるため、各件数の合計と母数は必ずしも一致しない。

定期モニタリングの実施頻度の回答があった 3,132 件についてその頻度と件数を表4－3 に示す。「1回／年」1,890 件 (60%) と「2回／年」727 件 (23%) がほとんどを占めている。

表4－3 定期モニタリング調査の調査頻度

定期モニタリング調査の 調査頻度	件数
0.5 回／年未満	52
0.5 回／年以上～1 回／年未満	59
1 回／年	1,890
2 回／年	727
3 回／年	24
4 回／年	260
5 回／年	3
6 回／年	17
7～11 回／年	7
12 回／年	73
14 回／年	4
24 回／年	3
26～52 回／年	6
その他・不明	7
母 数	3,132

(2) 定期モニタリング調査の実施主体

(1) で定期モニタリングを「実施中」又は「実施予定」である事例 3,123 件についてその実施主体を表4-4に示す。

全体的には、ほとんどの測定が「自治体」(母数の 91%) により実施されている。

ただし、工場・事業場による汚染が多いVOCによる汚染については、「事業者(汚染原因者)」が実施している例(220 件、VOC事例の 17%)もある。

表4-4 定期モニタリング調査の実施主体

定期モニタリング調査の 実施主体 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
自治体	2,853	1,090	557	1,179	27
事業者(汚染原因者)	297	220	52	0	25
事業者(土地所有者)	93	55	26	1	11
その他	13	4	9	0	0
母 数	3,123	1,264	621	1,180	58

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5. 汚染原因の状況

5. 1 汚染原因の把握状況

地下水汚染が判明した場合は、都道府県等によって、汚染源の特定等の調査が行われている。調査不能事例を除く全事例（以下、これを全事例とする）5,320件について、汚染原因の把握状況を表5-1、図5-1に示す。

汚染原因が「特定又は推定」されているのは、VOC事例の54%、重金属等事例の75%、硝酸・亜硝酸事例の42%であり、重金属等事例が比較的高く、硝酸・亜硝酸事例が低い。

汚染原因が「不明」の場合については、調査実施状況ごとの内訳についても整理した。硝酸・亜硝酸事例については、汚染原因が不明であるにも関わらず、「調査実施予定なし」の事例の割合が55%と、他と比較して非常に高かった。この理由として、以下のことが考えられる。

- ・汚染源に係る情報が不足している。
- ・状況的に汚染原因は想定できるが、特定は難しい。
- ・硝酸・亜硝酸の汚染は広範囲におよぶことが多く、原因究明調査が困難である。

このように、硝酸・亜硝酸事例の原因究明調査実施の困難性が多数挙げられている。

表5-1 汚染原因の把握状況

汚染原因の把握状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
特定又は推定	2,874 (2,347)	1,098 (774)	833 (726)	873 (787)	70 (60)
小計	2,446 (1,884)	922 (622)	284 (200)	1,219 (1,048)	21 (14)
不明	調査完了したが不明	276 (231)	165 (140)	25 (19)	83 (69)
	調査中	132 (123)	23 (22)	39 (37)	70 (64)
	調査実施予定	1,187 (781)	616 (387)	158 (95)	397 (289)
	調査実施予定なし	851 (749)	118 (73)	62 (49)	669 (629)
母 数	5,320 (4,231)	2,020 (1,396)	1,117 (926)	2,092 (1,835)	91 (74)

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

注2：無回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

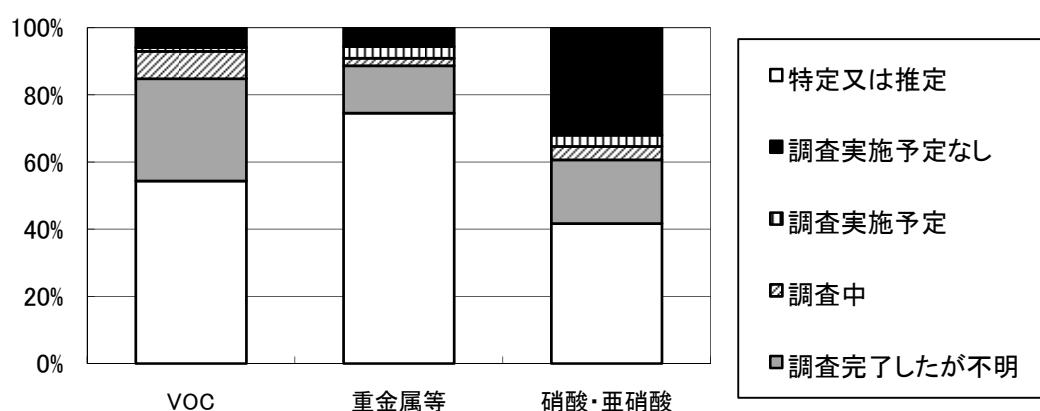


図5-1 汚染原因の把握状況

5. 2 汚染原因

5. 1において汚染原因が特定又は推定された事例 2,874 件について、汚染原因を表5-2（項目分類別）、表5-3（項目別）に示す。

各項目分類別の主な汚染原因是、以下のとおりであった。

(VOC事例)

- ・「工場・事業場」 (1,028 件、母数の 94%)

注：工場・事業場における排水・廃液・原料等による汚染。

- ・「廃棄物」 (202 件、同 18%)

(重金属等事例)

- ・「自然的要因」 (706 件、母数の 85%)

- ・「工場・事業場」 (96 件、同 12%)

- ・「廃棄物」 (19 件、同 2%)

(硝酸・亜硝酸事例)

- ・「施肥」 (804 件、母数の 92%)

- ・「家畜排せつ物」 (282 件、同 32%)

- ・「生活排水」 (244 件、同 28%)

その他の汚染原因として以下のようなものが挙げられていた。

- ・鉛を使用した井戸配管からの溶出による汚染（鉛）
- ・過去に使用した農薬による汚染（砒素）
- ・浄化槽の工事による汚染（硝酸・亜硝酸）

表5-2 汚染原因（項目分類別）

汚染原因 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
工場・事業場	1,187 (864)	1,028 (730)	96 (81)	0 (0)	63 (53)
廃棄物	229 (171)	202 (148)	19 (17)	1 (0)	7 (6)
施肥	804 (724)	0 (0)	0 (0)	804 (724)	0 (0)
家畜排せつ物	282 (260)	0 (0)	0 (0)	282 (260)	0 (0)
生活排水	244 (223)	0 (0)	0 (0)	244 (223)	0 (0)
自然的要因	718 (633)	0 (0)	706 (621)	10 (10)	2 (2)
その他	68 (50)	42 (30)	17 (11)	8 (8)	1 (1)
母 数	2,874 (2,347)	1,098 (774)	833 (726)	873 (787)	70 (60)

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

注2：下の例のように複数の汚染原因による事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

例1) 工場・事業場内の廃棄物による事例などは両方にチェックされている例がある。

例2) 硝酸・亜硝酸の事例で同地域の施肥と家畜排せつ物など明確に分離できない例がある。

表5－3 汚染原因（項目別）

汚染原因	母数	件 数																									硝酸・亜硝酸		
		V O C												重 金 屬 等															
		ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	シス1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタン	1、1-2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロパン	ベンゼン	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふつ素	ほう素			
工場・事業場	1,187	32	30	45	138	396	64	19	558	616	0	133	4	26	30	39	41	12	0	3	0	0	0	6	40	20	0		
廃棄物	229	3	7	7	17	56	20	3	90	152	0	4	1	2	8	1	12	7	0	0	0	0	0	0	5	5	2		
施肥	804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	804		
家畜排せつ物	282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	282		
生活排水	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244		
自然的要因	718	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	491	38	0	0	0	0	0	1	160	56	10		
その他	68	1	2	1	2	8	4	1	16	26	0	2	0	2	8	2	6	1	0	2	0	0	0	0	1	1	8		
母 数	2,874	34	38	50	143	412	65	20	593	664	0	138	4	30	77	41	545	56	0	5	0	0	0	7	205	82	874		

注：1 事例で複数項目の汚染がある事例や複数の汚染原因による事例があり、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5. 3 自然的要因による汚染とその判断根拠

5. 2 のとおり、自然的要因による汚染が存在している項目は、砒素（491 件）、ふつ素（160 件）、ほう素（56 件）、総水銀（38 件）、鉛（32 件）、硝酸・亜硝酸（10 件）、セレン（1 件）の 7 項目であった。

自然的要因による汚染については、周辺の金属鉱床等に含まれる元素又は化合物に該当し、かつ調査地点における汚染物質に因果関係が認められること、また、調査地点周辺において汚染物質の使用履歴や不法投棄等が見当たらないこと等を確認した上で、専門家の助言を得て総合的に判断することが望まし。5. 2 において自然的要因による汚染と特定又は推定された事例 718 件について、その判断根拠を表 5-4 に示す。

主な判断根拠は、以下のとおりであった。

- ・「周辺に発生源が存在しない」 (515 件、母数の 72%)
- ・「文献や過去の調査報告から自然的要因による汚染地域であることが以前からわかつっていた」 (250 件、同 35%)

表 5-4 自然的要因による汚染と判断した根拠

自然的要因と判断した根拠 (複数回答有り)	母数	件数						
		鉛	砒素	総水銀	セレン	ふつ素	ほう素	亜硝酸・
ボーリング調査、地質調査の実施により判断	27	2	19	6	0	3	0	0
水質の解析や土壤ガスの解析により判断	153	11	112	9	0	24	12	0
地理的・地質的特徴から判断	137	2	75	2	0	59	22	0
周辺に発生源が存在しない	515	21	378	20	1	98	31	7
文献や過去の調査報告から自然的要因による汚染地域であることが以前からわかつていた	250	4	179	20	0	59	13	0
その他	24	1	16	0	0	5	5	2
根拠不明	20	4	12	1	0	0	0	3
母 数	718	32	491	38	1	160	56	10

注：複数回答及び複数項目による事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

6. 工場・事業場を原因とする地下水汚染対策の状況

6. 1 汚染原因者の特定状況

5. 2において、工場・事業場が原因とされた事例 1,187 件について、その汚染原因者の特定状況を表6-1に示す。

汚染原因者が「特定又は推定」されていたのは、1,142 件（母数の 96%）であった。

表6-1 汚染原因者の特定状況

汚染原因者の特定状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
特定又は推定	1,142 (834)	986 (703)	95 (80)	0(0)	61(51)
不明	45 (30)	42 (27)	1 (1)	0(0)	2(2)
母 数	1,187 (864)	1,028 (730)	96 (81)	0(0)	63(53)

注：括弧内の数値は、平成 19 年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

6. 2 汚染原因者（工場・事業場）の主たる業種及び汚染原因行為が行われた時期

6. 1において、汚染原因者が特定又は推定された 1,142 件について、その主たる業種について表6-2（項目分類別）、表6-3（項目別）に示す。

汚染原因者の主な業種は、以下のとおりであった。

- ・「洗濯・理容・美容・浴場業」（350 件、母数の 31%）
- ・「金属製品製造業」（133 件、同 12%）
- ・「輸送用機械器具製造業」（102 件、同 9%）
- ・「その他の小売業」（97 件、同 8%）
- ・「電子部品・デバイス製造業」（91 件、同 8%）

有害物質使用特定事業場からの有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透については、意図的・非意図的に関わらず禁止されている。

汚染原因者によって地下水汚染の原因となった行為（意図的・非意図的問わず）が行われた時期について表6-2右欄に示す。（ただし、この表の集計対象となった工場・事業場の全てが有害物質使用特定事業場であるとは限らない。）汚染原因者の地下水汚染の原因となった行為が行われた時期は、「平成元年度より前」が 520 件（46%）、「平成元年度以降」が 94 件（8%）、「不明」が 528 件（46%）であり、時期がわかっているものについては、「平成元年度より前」の事例が多い。

表6－2 汚染原因者（工場・事業場）の主たる業種（項目分類別）及び汚染原因行為が行われた時期

業種	合計	件数				汚染原因行為が行われた時期		
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染	平成元年度 より前	平成元年度 以降	不明
	H19 判明							
農業	3 (3)	0	2	0	0	1	1	1
繊維工業	29 (23)	0	27	1	0	1	18	1
化学工業	50 (41)	5	34	6	0	10	25	4
ゴム製品製造業	13 (12)	0	13	0	0	0	6	2
非鉄金属製造工業	30 (22)	0	24	4	0	2	19	2
金属製品製造業	133 (103)	3	97	27	0	9	61	20
一般機械器具製造業	66 (50)	3	59	2	0	5	33	2
電気機械器具製造業	84 (61)	3	76	5	0	3	46	6
情報通信機械器具製造業	28 (19)	1	24	1	0	3	12	0
電子部品・デバイス製造業	91 (63)	3	80	8	0	3	45	3
輸送用機械器具製造業	102 (86)	2	88	7	0	7	47	8
精密機械器具製造業	50 (42)	2	46	2	0	2	16	2
ガス業	16 (11)	0	2	9	0	5	12	1
その他の小売業	97 (57)	23	93	1	0	3	4	22
洗濯・理容・美容・浴場業	350 (250)	3	345	0	0	5	174	20
廃棄物処理業	7 (6)	0	7	0	0	0	3	1
その他	84 (65)	5	55	22	0	7	50	3
母 数	1,142 (834)	51	986	95	0	61	520	94
								528

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

注2：複数の業種に該当する工場・事業場を原因とする事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

表6-3 汚染原因者（工場・事業場）の主たる業種（項目別）

業種	母数	VOC												重金属										硝酸・亜硝酸	
		ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	シス-1、2-ジクロロエタレン	1、1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	ベンゼン	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふつ素	ほう素
農業	3	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
織維工業	29	0	0	1	0	9	0	0	11	24	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
化学工業	50	5	10	15	11	16	3	3	22	19	0	10	0	1	1	1	8	5	0	1	0	0	0	0	5
ゴム製品製造業	13	1	1	0	3	8	2	0	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非鉄金属製造工業	30	0	2	0	5	10	3	0	22	13	0	0	1	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	2	3
金属製品製造業	133	6	3	5	20	49	12	3	85	31	0	0	0	6	4	20	5	0	0	1	0	0	0	0	6
一般機械器具製造業	66	1	4	4	12	29	6	0	53	36	0	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	3
電気機械器具製造業	84	4	0	4	17	52	10	3	66	39	0	3	1	0	2	0	3	1	0	0	0	0	0	1	3
情報通信機械器具製造業	28	1	1	2	5	13	2	1	22	9	0	1	0	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2
電子部品・デバイス製造業	91	2	2	3	10	41	6	3	72	27	0	1	0	3	5	0	2	0	0	0	0	0	0	1	7
輸送用機械器具製造業	102	5	4	7	32	61	13	4	79	44	0	3	0	3	1	8	2	1	0	0	0	0	0	0	1
精密機械器具製造業	50	1	2	0	8	17	6	0	41	28	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ガス業	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	12	3	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1
その他の小売業	97	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	96	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
洗濯・理容・美容・浴場業	350	0	3	2	7	93	9	1	98	335	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0
廃棄物処理業	7	2	0	1	3	5	2	1	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	84	2	6	4	9	24	2	1	33	31	0	12	1	0	4	4	10	3	0	1	0	0	0	1	8
母 数	1,142	31	28	45	133	392	61	19	545	585	0	133	4	26	28	39	40	12	0	3	0	0	0	6	40

注：1事例で複数の項目あるいは複数の業種に該当する事例があり、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

6. 3 工場・事業場の種類

特定事業場を原因とする地下水汚染があり、人の健康に係る被害が生じ又は生ずる恐れがあるときは、都道府県知事は、水濁法第14条の3に基づき、その設置者に対し浄化措置命令をかけることができる。ただし、この命令の対象となり得るのは、附則（平成8年6月5日法律第58号）第2条により、有害物質の地下への浸透があったときの特定事業場の設置者で、現在も設置者である者又は平成8年6月5日以降に設置者でなくなった者である。6. 1において、汚染原因者が特定又は推定された1,142件について、工場・事業場の種類を表6-4に示す。

表6-4 工場・事業場の種類

指導の内容 (複数回答有り)	件数
有害物質の地下への浸透 があったときの特定事業場の設置者で、	現在も設置者である者 689
	平成8年6月5日以降に 設置者でなくなった者 21
	平成8年6月5日前に 設置者でなくなった者 20
廃止（過去、特定事業場等であった）	217
水質汚濁防止法適用外（特定事業場外）	188
その他	56
母 数	1,142

注：一部複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

6. 4 汚染原因者に対する指導の実施状況

都道府県知事は、汚染原因者に対して、状況に応じて水濁法第14条の3に基づく浄化措置命令、第13条の2に基づく改善命令をかけることができる。また、条例等に基づく指導を実施している例も見られる。6. 1において、汚染原因者が特定又は推定された1,142件について、その汚染原因者に対する都道府県等の指導の状況について表6-5に示す。

何らかの指導が行われているのは、884件（母数の77%）であった。

浄化措置命令の発動は未だ1件もないが、「水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導」が285件（同25%）で実施されていた。その他、「行政指導などの指導」が366件（同32%）、「条例に基づく指導」が208件（同18%）などが実施されていた。

このように、実態としては、浄化措置命令は発動しないものの、これを背景として、浄化を行うよう都道府県等が指導を行う例が多い。また、水濁法以外の法令、条例又は要綱等に基づき、浄化以外の指導を行う例も多数見られる。なお、指導を実施していない理由は、「事業者が自主的に浄化対策を取っている」、「周辺に飲用井戸がない」、「事業者が所在不明」などがある。

表6-5 汚染原因者に対する指導の実施状況

汚染原因者に対する指導の実施状況	件数
指導を実施（複数回答有り）	884 (654)
水濁法の浄化措置命令	0 (0)
水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導	285 (227)
水質汚濁防止法の改善命令	1 (1)
水質汚濁防止法の改善命令を背景とした指導	6 (4)
上記以外の指導	614 (437)
土壤汚染対策法に基づく調査命令	10 (10)
土壤汚染対策法に基づく措置命令	1 (1)
土壤汚染対策法以外の法令に基づく指導	24 (19)
条例に基づく指導	208 (151)
要綱に基づく指導	36 (18)
その他の指導（行政指導など）	366 (265)
母 数	1,142 (834)

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

注3：「水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導」とは、汚染原因者が特定事業場の設置者に該当する場合で、以下のようなケースが該当する。

①命令そのものは発動しないが、浄化措置の実施を指導したケース

②浄化措置命令の実施を目指して、その前段階として調査等の実施を指導したケース

6. 5 汚染原因者に対する指導の内容

6. 4において、都道府県等が汚染原因者に対して指導を実施している事例 884 件について、その指導内容について表 6-6 に示す。

主な指導内容は、以下のとおりであった。

- ・「汚染対策手法」 (632 件、母数の 71%)
- ・「地下水質モニタリングの実施」 (459 件、同 52%)
- ・「汚染対策期間」 (115 件、同 13%)
- ・「有害物質の適正管理・施設の改善等」 (105 件、同 12%)

表 6-6 汚染原因者に対する指導の内容

指導の内容 (複数回答有り)	件数
汚染対策手法	632
汚染対策期間	115
地下水質のモニタリング	459
有害物質の適正管理・施設の改善等	105
その他	83
母 数	884

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

7. 廃棄物を原因とする地下水汚染対策の状況

5. 2において、廃棄物を原因とする事例 229 件について、汚染原因者の把握状況を表7-1に示す。うち、汚染原因者が特定又は推定された 205 件について、汚染原因者に対する指導の実施状況を表7-2に示す。うち、都道府県等が汚染原因者に対して指導を実施している事例 145 件について、その指導内容を表7-3に示す。

表7-1 汚染原因者の把握状況

汚染原因者の把握状況	件数
特定又は推定	205 (153)
不明	24 (18)
母 数	229 (171)

注：括弧内の数値は、平成 19 年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。
(内数)

表7-2 汚染原因者に対する指導の実施状況

汚染原因者に対する指導の実施状況	件数
指導を実施 (複数回答有り)	145 (107)
水濁法の浄化措置命令	0 (0)
水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導	44 (35)
水質汚濁防止法の改善命令	0 (0)
水質汚濁防止法の改善命令を背景とした指導	0 (0)
上記以外の指導	102 (73)
土壤汚染対策法に基づく調査命令	0 (0)
土壤汚染対策法に基づく措置命令	0 (0)
土壤汚染対策法以外の法令に基づく指導	23 (19)
条例に基づく指導	6 (4)
要綱に基づく指導	6 (4)
その他の指導 (行政指導など)	68 (47)
母 数	205 (153)

注1：括弧内の数値は、平成 19 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答があるため、各項目の件数の和と母数は必ずしも一致しない。

表7-3 汚染原因者に対する都道府県等の指導の内容

指導の内容 (複数回答有り)	件数
汚染対策手法	85
汚染対策期間	36
地下水質のモニタリング	33
有害物質の適正管理・施設の改善等	30
その他	16
母 数	145

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

8. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の状況

硝酸・亜硝酸による地下水汚染は、汚染原因が多岐に渡るとともに有効な対策が地域ごとに異なることから、地域の自然的・社会的特性、汚染実態、発生源等の状況に応じた有効な対策を講ずることが必要である。

環境省では、平成13年7月に、硝酸・亜硝酸による地下水汚染に対する汚染原因の把握や負荷低減対策等を推進する際の調査及び対策手法を示した「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」を策定した。

8. 1 硝酸・亜硝酸対策に係る連絡組織等の設置状況

5. 2のとおり、硝酸・亜硝酸による地下水汚染の主な原因是、施肥、家畜排せつ物、生活排水である。そのため、硝酸・亜硝酸による地下水汚染対策を推進するためには、対策対象地域の関係者（環境部局、農業・畜産部局、生活排水対策部局、水道部局等行政機関に加え、農業協同組合、自治会、事業者団体、有識者等）で構成する連絡組織等を設置し、この連絡組織において、汚染範囲、汚染原因、対策対象地域等の共通認識を持ち、窒素負荷発生源ごとの窒素負荷低減の目標の設定、目標達成のための対策について検討することが重要である。硝酸・亜硝酸の事例2,092件について、連絡組織等の設置状況を表8-1に示す。

設置された連絡組織等に該当する事例件数は160件で、硝酸・亜硝酸事例の8%であった。

表8-1 硝酸・亜硝酸対策に係る連絡組織等の設置状況

連絡組織等の設置状況	合計	件数	
		汚染原因が特定又は推定	汚染原因が不明
連絡組織等 設置済み	小計	160 (142)	98 (94) 62 (48)
	都道府県や市町村等の広域単位 や複数地域の合同連絡組織	92 (88)	45 (45) 47 (43)
	汚染地域単位の連絡組織	74 (60)	58 (54) 16 (6)
連絡組織等 設置予定	小計	40 (40)	24 (24) 16 (16)
	都道府県や市町村等の広域単位 や複数地域の合同連絡組織	3 (3)	3 (3) 0 (0)
	汚染地域単位の連絡組織	37 (37)	21 (21) 16 (16)
設置の予定なし・無回答		1,892 (1,653)	751 (669) 1,141 (984)
母　　数		2,092 (1,835)	873 (787) 1,219 (1,048)

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：複数回答があるため、各件数の和と小計は必ずしも一致しない。また汚染原因の把握状況で無回答の事例があるため、各件数の和と合計が一致しない箇所がある。

8. 2 硝酸・亜硝酸対策推進計画等の策定状況

硝酸・亜硝酸対策の推進のためには、都道府県等によって、窒素負荷低減目標及び対策、対策の進捗状況の確認手法等を明確にした硝酸・亜硝酸対策推進計画等を策定し、それに基づいて対策を実施することが重要である。このような硝酸・亜硝酸対策推進計画の策定状況を表8-2に示す。また、平成19年度末時点までに環境省で把握した計画名称一覧を表8-3に示す。

策定された硝酸・亜硝酸対策推進計画に該当する事例件数は70件で、硝酸・亜硝酸の事例の3%であった。

表8-2 硝酸・亜硝酸対策推進計画等の策定状況

硝酸・亜硝酸対策推進計画等の 策定状況	合計	件数 (各計画策定状況に該当する事例件数)	
		汚染原因が 特定又は推定	汚染原因が 不明
策定済み	70 (70)	57 (57)	13 (13)
策定予定	142 (137)	140 (135)	2 (2)
策定の予定なし・無回答	1,880 (1,628)	676 (595)	1,204 (1,033)
母 数	2,092 (1,835)	873 (787)	1,219 (1,048)

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：汚染原因の把握状況で無回答の事例があるため、各件数の和と合計が一致しない箇所がある。

表8-3 硝酸・亜硝酸対策推進計画一覧（平成19年度末時点）

都道府県等	硝酸・亜硝酸対策推進計画等の名称	策定期間
北海道	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針	平成16年4月
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針に基づく実施要領	平成16年7月
青森県	硝酸性窒素負荷低減推進計画	平成15年2月
山形県	硝酸性窒素削減対策計画	平成17年3月
	硝酸性窒素等削減対策計画	平成18年2月
愛媛県	愛媛県環境保全型農業推進基本方針	平成9年
長崎県	島原半島窒素負荷低減計画	平成18年10月
熊本県	荒尾地域硝酸性窒素削減計画	平成15年3月
	熊本地域硝酸性窒素削減計画	平成17年3月
熊本市	第1次熊本市硝酸性窒素削減計画	平成19年8月
宮崎県及び鹿児島県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画	平成16年6月
	都城盆地硝酸性窒素削減対策実行計画 (第1ステップ)	平成17年8月
沖縄県	宮古島地下水水質保全対策	平成元年～平成17年

注：この調査によって収集した情報のみならず、環境省が以前から把握している内容を含む。

(参考：http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_project/index.html)

8. 3 窒素負荷低減対策の実施状況

施肥、家畜排せつ物、生活排水による硝酸・亜硝酸汚染は、広範囲に及ぶ場合が多いため、発生源対策、すなわち地下水への窒素負荷低減が重要な対策となる。具体的な内容としては、施肥については都道府県等が定める施肥基準等の土壤管理に関する指導内容の遵守、家畜排せつ物については「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく措置の推進や野積み・素掘り等の不適切な管理の解消、生活排水については下水道等生活排水処理施設の整備、生活排水の排水路等の整備といった対策がある。

硝酸・亜硝酸の事例 2,092 件について、窒素負荷低減対策の実施状況を表8-4に示す。窒素負荷低減対策を実施しているのは 368 件で、硝酸・亜硝酸事例の 18% であった。汚染原因が特定又は推定されている事例で窒素負荷低減対策が実施されているのは、

- ・施肥による汚染事例 804 件中 203 件 (25%)
- ・家畜排せつ物による汚染事例 282 件中 95 件 (34%)
- ・生活排水による汚染事例 244 件中 58 件 (24%)

であった。

一方、汚染原因が不明である事例については、窒素負荷低減対策に取り組む割合は少ない (1,219 件中 137 件、11%)。窒素負荷低減対策の推進のためには、その前段階である汚染原因の究明を、より一層推進する必要があると考えられる。さらに、汚染原因の全てが明確になっていない段階でも、負荷発生源と汚染との間に相応の関係が認められる場合は、負荷低減対策を実施することが必要である。

表8-4 窒素負荷低減対策等の内容

窒素負荷低減対策の実施状況	合計	件数		
		件数	汚染原因が特定または推定 (参考)各原因による硝酸・亜硝酸事例の件数	汚染原因が不明
窒素負荷低減対策実施 (複数回答有り)	368 (345)	230 (219)		137 (125)
施肥量の適正化	329 (307)	203 (193)	(施肥による汚染の件数) 804 (724)	126 (114)
家畜排せつ物の適正処理	207 (194)	95 (89)	(家畜排泄物による汚染の件数) 282 (260)	112 (105)
生活排水の適正処理	158 (148)	58 (58)	(生活排水による汚染の件数) 244 (223)	100 (90)
その他	9 (8)	7 (6)		2 (2)
検討中	313 (291)	268 (247)		45 (44)
予定なし・無回答	1,411 (1,199)	374 (320)		1,037 (879)
母 数	2,092 (1,835)	873 (787)		1,219 (1,048)

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：窒素負荷低減対策に複数回答や汚染原因の把握状況に無回答があるため、各件数の和と母数や合計は必ずしも一致しない。

9. 地下水浄化等の対策の実施状況

9. 1 地下水浄化等の対策の実施状況

汚染された地下水については、現在或いは将来の用途を考慮し、浄化等の対策を推進することとされている。6. 4のとおり、水濁法第14条の3に基づく浄化措置命令が発動されたことはないが、都道府県等の指導によって、或いは事業者の自主的な取り組みによって地下水浄化等の対策を実施する例が見られる。また、汚染原因者が不明である場合には地方公共団体等によって地下水浄化等の対策を実施する例も見られる。全事例5,320件について、このような地下水浄化等の対策の実施状況を表9-1に示す。

浄化等の対策が実施されている事例は、946件（全事例の18%）であった。

汚染原因別に見ると、原因者が特定又は推定されている工場・事業場を原因とする事例は1,142件中797件(70%)、原因者が特定又は推定されている廃棄物を原因とする事例は205件中130件(63%)と、汚染原因者が判明している事例では、7割近い割合で浄化等の対策が実施されていた。

自然的要因による事例では718件中6件(1%)、汚染原因が不明の事例では2,446件中69件(3%)と、それぞれ僅かながら浄化等の対策が実施されていた事例があった。

表9-1 地下水浄化等の対策の実施状況

地下水浄化等の対策の実施状況	母数	件数								
		汚染原因が特定又は推定される事例の汚染原因					施肥・家畜排せつ物・生活排水	自然的要因		
		工場・事業場		廃棄物						
		原因者特定・推定	不明	原因者特定・推定	不明	自然的要因				
実施済み・実施中	946 (696)	797 (598)	4 (3)	130 (95)	7 (5)	1 (1)	6 (1)	69 (49)		
検討中	329 (304)	115 (99)	7 (7)	16 (13)	3 (3)	144 (141)	13 (12)	47 (42)		
予定なし・無回答	4,045 (3,231)	230 (137)	35 (21)	59 (45)	14 (10)	712 (629)	699 (620)	2,330 (1,793)		
母 数	5,320 (4,231)	1,142 (834)	46 (31)	205 (153)	24 (18)	857 (771)	718 (633)	2,446 (1,884)		

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：汚染原因に複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

9. 2 地下水浄化等の対策の実施主体

9. 1で浄化等の対策が実施されている事例 946 件について、対策の実施主体を表9-2に示す。

原因者が特定又は推定されている工場・事業場を原因とする事例では、「汚染原因者」(700 件、母数の 88%) が大部分を占めたが、「地方公共団体」(45 件、同 6%)、「土地の所有者」(43 件、同 5%) の事例も見られた。廃棄物を原因とする事例についても同様の傾向であった。

汚染原因が不明である事例については、主に「土地の所有者」(37 件、母数の 54%)、「地方公共団体」(17 件、同 25%) によって実施されていた。

表9-2 地下水浄化等の対策の実施主体

汚染原因者 (複数回答有り)	母数	件数							
		汚染原因が特定又は推定				施肥・ 家畜排せ つ物・ 生活排水		自然的 要因	汚染 原因 不明
		工場・事業場		廃棄物					
原因者 特定・ 推定	原因者 不明	原因者 特定・ 推定	原因者 不明	原因者 特定・ 推定	原因者 不明	施肥・ 家畜排せ つ物・ 生活排水	自然的 要因	汚染 原因 不明	汚染 原因 不明
汚染原因者	750 (550)	700 (521)	0 (0)	110 (79)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	7 (4)	
複数の汚染原因者	15 (14)	14 (14)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
土地の所有者 (注3)	103 (71)	43 (31)	3 (2)	8 (6)	2 (2)	0 (0)	4 (1)	37 (25)	
地方公共団体 (注3)	70 (54)	45 (36)	0 (0)	11 (10)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (12)	
その他	16 (14)	10 (9)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	
不明	12 (9)	8 (6)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
母 数	946 (696)	797 (598)	4 (3)	130 (95)	7 (5)	1 (1)	6 (1)	69 (49)	

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答や無回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない

注3：「土地の所有者」及び「地方公共団体」が汚染原因者である場合は、「汚染原因者」に回答することとしている。従って、ここでの「土地の所有者」及び「地方公共団体」は汚染原因者ではない。

9. 3 地下水浄化等の対策の内容

9. 1で地下水浄化等の対策が実施されている事例 946 件について、その対策の内容を表9-3に示す。

各項目分類別の主な対策の内容は、以下のとおりであった。

(VOC事例)

- ・「地下水揚水処理」 (577 件、母数の 75%)
- ・「汚染土壌の処理」 (306 件、同 40%)
- ・「土壤ガス吸引処理」 (244 件、同 32%)

(重金属等事例)

- ・「地下水揚水処理」 (70 件、母数の 63%)
- ・「汚染土壌の処理」 (65 件、同 58%)

(硝酸・亜硝酸事例)

- ・「井戸管理の不備」が原因である事例について「井戸管理の適正化」(6 件)

表9-3 地下水浄化等の対策の内容

地下水浄化等の対策 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
地下水揚水処理	694 (533)	577 (440)	70 (54)	0 (0)	47 (39)
バイオレメディエーション	45 (40)	38 (33)	1 (1)	0 (0)	6 (6)
原位置処理（上記以外）	96 (59)	79 (50)	7 (4)	0 (0)	10 (5)
土壤ガス吸引処理	254 (211)	244 (203)	0 (0)	0 (0)	10 (8)
汚染土壌の処理	400 (274)	306 (204)	65 (47)	0 (0)	29 (23)
その他（注3） （「原因物質除去」、「封じ込め」、「バリア井戸設置」など）	38 (33)	19 (14)	8 (8)	6 (6)	5 (5)
母 数	946 (696)	771 (560)	112 (84)	6 (6)	57 (46)

注1：括弧内の数値は、平成19年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

注3：調査回答中の「モニタリングの実施」や「硝酸・亜硝酸事例の窒素負荷低減対策」等は別で集計しているため、ここでは対象外とした。

10. 地下水汚染の公表の実施状況

10. 1 地下水汚染の公表の実施状況

全事例 5,320 件について、地下水汚染の公表状況を表 10-1 に示す。

公表されているのは、4,995 件で全事例の 94% であった。主な公表内容は、以下のとおりであった。

- ・「汚染の状況（測定結果等）」 (4,911 件、全事例の 92%)
- ・「汚染原因究明調査結果（汚染原因者を除く）」 (412 件、 同 8%)
- ・「汚染原因者」 (360 件、 同 7%)
- ・「地下水汚染対策・負荷低減等対策の実施内容」 (325 件、 同 6%)

表 10-1 地下水汚染の公表状況

公表の実施状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
公表を実施	4,995	1,852	1,052	2,009	82
公表内容 (複数回答有り)	汚染の状況（測定結果等）	4,911	1,795	1,042	1,998
	汚染原因者	360	265	61	4
	汚染原因究明調査結果 (汚染原因者を除く)	412	219	112	66
	地下水汚染対策・負荷低減 等対策の実施内容	325	245	53	1
	その他	146	58	26	60
公表していない	325	168	65	83	9
母 数	5,320	2,020	1,117	2,092	91

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

10.2 公表の方法

10.1で何らかの公表を行っている事例4,995件について、公表の方法を表10-2に示す。

表10-2 公表の方法

公表の方法 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
汚染井戸所有者に個別通知	自治体による	4,009	1,340	783	1,838
	事業者による	18	6	11	0
周辺井戸所有者に個別通知	自治体による	439	227	91	113
	事業者による	17	12	4	0
地域で説明会の実施又は回覧の実施	自治体による	309	148	76	79
	事業者による	154	101	34	1
事案毎に報道発表等の公表	自治体による	601	343	164	66
	事業者による	94	60	26	1
常時監視結果一覧として公表		2,984	1,044	586	1,333
不明（過去の事例等）		236	125	68	37
その他		105	71	15	11
母 数	4,995	1,852	1,052	2,009	82

注：複数回答があるため、各件数の和は必ずしも母数に一致しない。